

金城大学入学者選抜規程

(目的)

第1条 この規程は、金城大学学則第22条の規定に基づき、本学の入学者選抜に関する事項を定めることを目的とする。

(選抜の方法)

第2条 入学者の選抜は、推薦入学試験（以下「推薦入試」という。）及び一般入学試験（以下「一般入試」という。）の方法による。

- 2 推薦入試を学校長推薦入学試験と自己推薦／社会人選抜入学試験に分けることとし、学校長推薦入学試験に、一般推薦、専門・総合学科推薦、特別推薦及び併設校推薦を置く。
- 3 一般入試として大学入試センター試験を利用した入学試験を実施することができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、アドミッションズ・オフィス入学試験（以下「AO入試」という。）を実施することができる。
- 5 入学試験制度の詳細については、別に定める。

(志願者資格)

第3条 本学に入学を志願できる者は、次の各号の一に該当するものとする。ただし、当年度卒業又は修了見込みの者等を含む。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等教育卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格したものを含む。）
- (8) 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業したと者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第4条 入学志願者は、所定の出願期間内に、入学願書の提出等入学志願に必要な本学所定の手続を取らなければならない。

- 2 前項により本学が受理した書類等は、返還しないものとする。

(入学試験)

第5条 入学試験は、次に定めるところにより実施する。

- (1) 推薦入試は、主として、高等学校長又は中等教育学校長の推薦書、高等学校又は中等教育学校の調査書等の提出を求め、面接、小論文、基礎学力試験等を実施する。
- (2) 一般入試は、主として、高等学校の調査書等の提出を求め、学科試験、面接等を実施する。
- (3) AO入試の実施については、別に定める。

2 入学試験の実施内容の詳細については、別に定める。

(入学試験の合否判定)

第6条 入学試験の合否判定は、入学試験判定委員会において、受験成績、人物、適性その他を総合して行うものとし、教授会の議を経て、学長が決定し理事長が承認する。

2 入学試験判定委員会の構成及び運営については、別に定める。

(合否通知、入学手続)

第7条 入学試験の合否結果については、所定の期日までに、本人宛に通知するものとする。

- 2 入学試験の合格者は、本学が指定する期日までに、本学所定の入学手続を取らなければならない。
- 3 前項の手続を取らない者には入学を許可しない。

(担当委員会)

第8条 入学者選抜方法の基本方針及び入学試験制度に関する重要事項は、大学運営委員会で審議する。

2 入学者選抜方法の改善等に関する事項を審議し、入学試験を公正かつ円滑に実施するため、入試実施委員会及び次の各号に掲げる小委員会を設置する。

- (1) 推薦／一般入試検討・実施小委員会
- (2) 面接試験検討・実施小委員会
- (3) 試験問題検討小委員会
- (4) 編入学試験検討・実施小委員会
- (5) 試験問題作成小委員会
- (6) センター入試実施小委員会
- (7) 障害者受入れ検討小委員会
- (8) AO入試実施小委員会

3 前項の委員会の委員は、学長が任命する。

4 第2項の委員会は、審議した事項を大学運営委員会に提案、報告し、承認を受けなければならない。

5 学長は、第1項及び前項に規定する事項を教授会に報告しなければならない。

6 入学試験に関する事務は、第2項の委員会の委員及び入試事務局が実施するものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学運営委員会及び教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月15日より施行する。

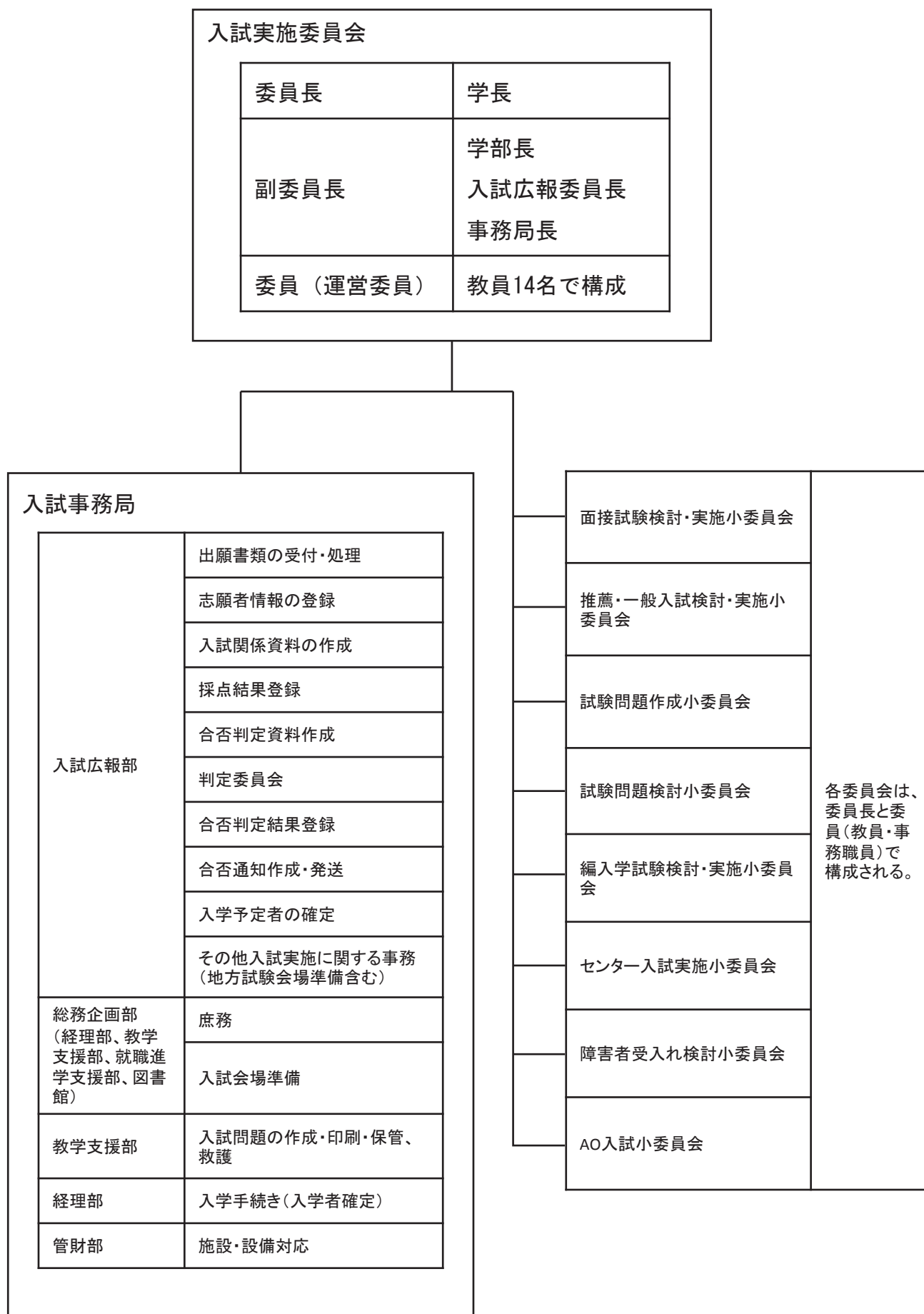
附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

金城大学入試実施に係る実施体制



保育実習 I - A 概要

金城大学 社会福祉学部
子ども福祉学科

1. 趣旨

この実習は、児童福祉法第18条の4、第18条の6、児童福祉法施行令第5条の規定に基づき、児童福祉法施行規則で定めた教科の知識・技術を基礎として、実際の乳幼児を対象にした保育士資格取得に必要な実践学習である。

また、この実習を通して、保育士として子ども理解を深めると共に、特に4歳児保育を経験し、保育士になるための能力を高めるために実施するものである。

2. 実習の形態

今回の保育実習 I は、金城大学社会福祉学部子ども福祉学科2年次で実施するが、下記の日程で連続した10日間、同年齢での実習を行なうものとする。しかし、養成校が定めた実習形態が困難な場合は、他の年齢でもあり得るとし、実習期間中の対象年齢の変更もあり得るものとする。

平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 () の期間

(但し、土曜・日曜日は実習に含まない。また、実習日程は保育所と相談して決める。)

3. 実習の目標

- 3-① 実習園の概要を知る。
- 3-② 保育の一日の流れを知り、子ども一人一人の発達過程に相応しい関わりを学ぶ。
- 3-③ 子どもとの関わりを通して、見通しを持って保育する力を養う。
- 3-④ 毎日の保育を記録し、子どもの遊ぶ姿から部分指導に繋げる。
- 3-⑤ 部分指導を通し、自己の課題を明確にする。

4. 実習の方法

- 4-① 見学実習 : a) 実習園のオリエンテーションに参加する。
b) 実習園の大まかな把握をする。
c) 保育者の言動を注意深く見る。
d) 子どもの様子をよく見る。
- 4-② 観察実習 : a) 自分なりのテーマを持って保育者と子どもとの関わり知る。
b) 子ども一人一人の遊ぶ姿を観察する。
- 4-③ 参加実習 : a) 保育者と共に行動し、模倣するなどして保育技術を学ぶ。
b) 助手的立場で保育に参加する。
- 4-④ 責任実習 : a) あそびをイメージし図式化した指導案による部分指導を積極的に行なう。
b) 部分指導の記録を書き、次の活動に繋げる。
c) 子どもの姿から、部分指導の内容を決め指導する。

5. 実習の心得

- 5-① 実習前：a) 学内事前指導を受講する。
 - b) 各自の実習の目標・心構えを明確にする。
 - c) 1年次に早期現場体験を経験する。
- 5-② 実習中：a) 実習園の保育方針に従い、適正な実習を心がける。
 - b) 実習園の注意・指示事項を守って、積極的な態度で臨む。
 - c) 毎日の保育記録を書き、自己の課題を明確にする。
 - d) 部分指導を心がけ記録することで、次の活動に繋げる。
 - e) やむを得ない事情で実習を中断する場合、その後の実習に関しては、実習園の都合を優先して実施する。
 - f) 実習期間中、実習生は一日養成校に戻り、実習指導教員と実習の振り返りを行なうが、遠距離の学生の場合は、適宜に応じて行なう。
- 5-③ 実習後：a) 守秘義務を守り、実習中に知り得た個人情報口外しない。
 - b) 事後指導を受講し、自己の課題を明確にする。
 - c) 保育実習Ⅱに繋がる事前指導を受講する。
 - d) 実習園で得た経験を深めるために、実習園の行事に参加する。
 - e) 実践力を更に伸ばす努力をする。

6. 実習の評価

- 6-① 実習園へは、実習生の実習評価を依頼する。
- 6-② 評価内容に関しては、別紙の評価表に基づき記載をお願いする。
- 6-③ 実習園には、総合所見欄に実習生の姿を記載していただく。
- 6-④ 本学における実習評価は、実習園からの評価報告書に基づき、養成校が総合的に評価し単位認定する。
- 6-⑤ 実習を中断し、同園での実習が不可能の場合、中断前までの評価をお願いする。

7. 補償

実習学生は「学生教育研究災害傷害保険」に加入し、実習中に生じた事故の補償をする。

8. 謝礼

- 8-① 実習中の謝礼に関して、一人1日1000円を上限として振り込むこととする。
- 8-② 謝礼金として受領されない場合は、図書券・文具券等で代替することもある。
- 8-③ 実習中に実習中止となった場合、謝礼金の返戻は行なわないものとする。
- 8-④ 実習中断の場合、同園で実習が可能な場合には、再度謝礼金は支払わないものとする。
- 8-⑤ 実習中断の場合、他園で実習せざるを得ない時には、7-①と同様の扱いとし、実習日数分を支払うものとする。

9. その他

実習中の交通費・昼食費、実習園が必要とする行事参加等で、実習園から申し入れがあった場合は、実習学生の個人負担とする。

保育実習 I - B 概要

金城大学 社会福祉学部
子ども福祉学科

1 実習指導理念

今日、保育士は質の高い保育の提供のみならず、地域の子育て支援、養育に支援を要する家庭への対応、他機関と連携した共働的支援など、多様で高度な課題に対応する役割を担っています。社会福祉施設の保育士の働きにおいては、直接ケアに際して養育環境上の課題や心身の障害を理解し、最善の利益・生活の質・自立支援などの視点をもった実践、家族や地域の子ども家庭福祉の相談支援も機能として求められています。さらに、これらの実践のためには、子どもと家族の理解のみならず、児童福祉及び障害福祉の制度や社会変動の理解が必要となってきました。

金城大学では、保育実習 I - B(社会福祉施設実習)を、2年次に履修しますが、各学生の本実習で得た成果や学習課題を、3年次、4年次における学習、ソーシャルワーク実習、幼児教育実習、基礎ゼミおよび卒業研究ゼミ等につなげることによって、社会福祉士あるいは社会福祉学士としての保育士、すなわち現代社会に求められる社会福祉専門職の養成をめざしています。

2 実習目的

実習とは、大学で既習の教科全体の知識・技能を基礎とし、実習現場での体験を通して、実習課題について具体的に理解し、実践的認識を深めるとともに、保育士の職務を総合的に実践する応用力を養うため、および保育士としての職務への決意と適性を確認するため、さらには自己の学習課題を発見するための過程の一部であると位置づけます。

保育実習 I - B(社会福祉施設実習)では、福祉施設・事業等の生活に参加することで生活実態を体験し、施設の子ども・利用者の理解をすすめるなかで、家族や地域のニーズ、生活支援及び自立を促す適切な支援などを通じた最善の利益の具体化の方法、そのための専門的知識・技能・態度を習得し、保育士としての職務、他の職種との連携、職業倫理等についての理解と考察を深め、さらなる学習課題を発見する機会とし、あわせて自らの養育観や障害観、豊かな人間性を形成することを目的とします。

3 履修要件

「保育実習 I - B (社会福祉施設実習)」を履修する者は、「早期現場体験」として、幼稚園・保育所を除く2日以上の実験を行い、報告・適切なレポート・提出物等を指示された期間内に提出することが必要である。

また、「保育実習Ⅰ-B（社会福祉施設実習）」を履修する者は、別建ての科目「保育実習指導（施設）」を同時に履修しなければならない。

「保育実習指導（施設）」は、通年（90分×30回）である。

「保育実習指導（施設）」を原則、無断欠席することなく受講することが必要である。

「保育実習指導（施設）」の事前指導、事後指導における学習・発表等を、指示された時期までに適切に行うことが必要である。

4 実習期間と日程

(1) 基本的な実習期間の目安について

毎年度9月1日から月末の後期オリエンテーション前までの期間、

この期間が困難な場合は、翌年2月後期試験終了から2月末までの期間のうちの10日間とする。

平成 年（ 年）度実施

平成 年（ 年） 月 日（ ）～ 月 日（ ）	左期間のうち10日間
平成 年（ 年） 月 日（ ）～ 月 日（ ）	

自分の施設の实習期間

平成 年（ 年） 月 日（ ）～ 月 日（ ）	左期間のうち10日間
-------------------------	------------

5 実習形態と補習実習等

(1) 実習形態

- ・入所施設での実習のため、基本的には宿泊実習の形態による実習であるが、実習が困難な場合は、通勤実習の形態をとる。実習形態の変更の必要が生じた場合には、金城大学の実習指導教員の了承と実習配属先の許可を得る。
- ・実習形態にかかわらず、夜間の学習のために短期宿泊が含まれることがある。
- ・実習内容には、実習配属先でのオリエンテーションを含むが、初日のオリエンテーションの場合を除き、実習期間の10日間には含めない。
- ・実習は一般的に、見学→観察→参加の方法により段階的に進むが、本実習においては、各実習段階間の区分は必ずしも明確にできない内容もあるため、実習内容及び個別の学生の状況に応じて、配属先に方法を委ねる。

(2) 補習実習等

- ・やむを得ないと認められる欠席、遅刻・早退等があった場合は、原則として、実習配属先の了承が得られた場合には、補習を認める。

- ・補習方法（代替日の設定）は、実習配属先の状況を優先し、実習担当者等と学生の協議・了承のもと、実習時間または期間の延長、実習日時指定等により行う。原則、調整困難な場合、予定と終了について、学生が金城大学の実習指導教員に報告する。
- ・やむを得ないと認められる長期欠席の場合、他の施設・事業等での再実習を行う場合がある。
- ・無断欠席・遅刻・早退等があった場合には、保育実習Ⅰ－B、保育実習指導の単位は認定されないことがある。

6 評価・単位認定

評価は、実習成績報告書、実習記録、出席状況、実習報告書および実習報告会の取り組み等を参考にし、子ども福祉学科実習委員会で行う。

7 実習目標

1. 保育実習Ⅰ－Bの対象となっている福祉施設・事業等の生活に参加し、児童・利用者の方々への理解を深める。
2. 保育実習Ⅰ－Bの対象となっている福祉施設・事業等の機能及び保育士の職務、他の職種との連携等について学ぶ。
3. 各福祉施設・事業等で行われている、あるいは必要とされる相談援助について理解する。
4. 社会福祉専門職としての価値観や人間観、倫理観の醸成および学習課題を発見し、専門職としての資質と知見を豊かにする。

8 実習課題及び内容

1. 実習施設・事業等について理解する（各種別の施設・事業等の特性、個々の施設・事業等の特徴）。
2. 実習施設・事業等の一日の流れを理解し、参加する。
3. 人間の発達過程に関する理解や、児童・利用者の方々の観察やかかわりを通して、児童・利用者の方々のニーズを理解する。
4. 児童・利用者の方々への援助等の計画を理解する。
5. 生活や援助等の一部分を担当し、必要な知識・技術を理解する。
6. 職員間の役割分担やチームワークについて理解する。
7. 記録や児童・利用者の方々やその周囲の人達とのコミュニケーション等を通して、家庭・地域社会との関係を理解する。
8. 児童・利用者の方々の最善の利益についての配慮に関して学ぶ。
9. 保育士・施設・事業等の職員としての職業倫理を理解する。
10. 安全および疾病予防への配慮について理解を深め、可能なことを実践する。
11. 児童・利用者の方々で行う活動の計画を立て準備を行い、実習施設から許可が

得られたことについて実行する。

12. 実習施設・事業等で行われている、あるいは必要とされる相談援助について理解する。
13. 実習課題を通して、現代社会や家庭の諸課題についての知見を得て、実習生自身の福祉観，児童観，保育観を培い，保育者としての自己理解と自己洞察を深める。
14. 実習後は、実習の振り返りおよび評価、事後指導をもとに考察を深め、報告会における発表、報告書の作成等に取り組み、3年次4年次の各自の学習課題や研究テーマを明確にし、他教科における学びとの統合を図る。

9 事前指導および事後指導の概略

(1) 事前指導

- ・ 早期現場体験
- ・ 実習配属先での事前体験・ボラティア活動等
- ・ 施設・事業等に関する項目学習（配属先別）
- ・ 実習施設・事業等の実際（映像視聴、実習施設見学等）
- ・ 実習施設・事業等の職員の方による外部講師講話
- ・ 実習の目標（学びたいこと・考察したいこと）のまとめ
- ・ 事例検討（配属先別）
- ・ 福祉機器の知識・体験等（配属先別）
- ・ 自主的活動等の計画立案、発表（口頭による内容発表とグループ内実施）
- ・ 実習関連書類の作成(個人票・誓約書・出席表等)
- ・ 実習記録等の記入演習（方法解説・演習）
- ・ 実習配属先での事前オリエンテーション
- ・ 各種検査、証明書、健康状態の確認、必要書類の確認
- ・ 実習終了後予定、実習指導予定等周知

(2) 事後指導

- ・ ふりかえり・意見交換（配属施設の同種別・混合）
- ・ 実習施設・事業等の役割や連携（考察とまとめ）
- ・ 実習施設・事業等における保育士・職員の役割（考察とまとめ）
- ・ 実習生の実習内容の反省と課題（考察とまとめ）
- ・ 実習指導教員による個別指導（面接、事後課題）
- ・ 実習報告会（意見交換、課題の集約、レジメ作成、発表等）
- ・ 実習報告書
- ・ 後輩へのアドバイス（意見交換、資料作成）
- ・ その他関連書類の提出

*以上、事前指導と事後指導は、通年の「保育実習指導（施設）」（90分×30回）

で行われる。

10 実習施設・事業等での事前学習（ボランティア活動）

（1）目的について

各自の実習施設・事業等に関する理解を深め、児童・利用者・職員の方々との交流を深めることによって、保育実習Ⅰ－Ⅱ(社会福祉施設)を円滑に開始するため、またより実り多いものとするため。

（2）実施について

実習施設・事業等のご都合の良い時期、または配属実習先でのオリエンテーションの際に願います。ただし、行うことが困難であれば、無理に願うことはしません。できない場合は、実習予定期間までに、同一種別の施設、関連種別の施設からボランティア活動の募集がある場合にはそれに参加する。

実習配属施設から、事前学習・ボランティア活動の受け入れが認められた場合には、その施設・事業の実習生は全員が参加する（実習時期の間隔が長くあき別々の時期に事前学習（ボランティア活動）を行う場合は、各々適切な時期に参加することも可）。また、実習終了後も、配属された実習施設・事業等から、ボランティアの募集があった場合には、やむを得ないと認められる理由がある場合以外は、参加する。

（3）記録について

事前学習・ボランティア活動に参加した際には、実習記録の予習として、実習記録用紙に必要事項を記入し、金城大学の実習指導教員に提出する。正規の実習ではないので、原則として、施設・事業等の指導者には提出はしない。

11 実習配属先オリエンテーション

（1）実施等について

原則として、実習の前に実習配属先を訪問し、オリエンテーションに参加する。オリエンテーションは、検査・予防接種の実施、十分な準備期間の確保等のため、可能ならば実習開始の約1か月前の時期が望ましい。

オリエンテーション日時の設定は、各実習施設・事業等の実習生の代表者（連絡担当者）が、各実習生の予定を確認した上で実習配属先の状況に合わせて行うが、実習配属先の都合等によりオリエンテーション実施が困難な場合は、実習開始の1か月程前に電話等により、必要な事項の確認（健康診断、細菌検査、予防接種の必要の有無、その他）を行い、初日にオリエンテーションを行う。

オリエンテーションは、基本的には同一施設の実習生全員が同時に受けるが、実習期間が9月と2月のように、間隔が大きくあいている場合は、実習期間ごとに適切な時期に行う。

（2）実習配属先オリエンテーションでの確認内容について

*実習生は、以下の項目を参考にして、確認または必要なことについて施設実習担当

者に相談する。さらに、事前学習あるいは準備に際し、修正・追加を行う。
重要事項については、指定用紙に記入し、実習記録とともに提出する。

実習施設・事業等の理解について

- ・入所人数、特徴や運営方針
- ・日課・生活内容、職務内容・勤務体制
- ・規則・ルール、安全確保のための留意点、児童や施設を利用する方々への配慮等
- ・実習期間中の行事等

検査・証明書・提出書類等について

- ・細菌検査・予防接種等各種検査項目の確認、各種検査証明書、健康診断書等の提出期限（実習初日か指定日か）、証明書の有効期間（証明書の日付は検体提出日）
- ・個人票（食物のアレルギー、健康上の留意点等があれば説明する）
- ・誓約書（提出必要の有無、金城大学の様式か施設指定の様式か等）

実習内容について

- ・実習形態、期間、時間帯、休日等
- ・実習初日の施設に入る時刻、または前日宿泊の日時等
- ・実習内容の予定・行事等
- ・実習指導の方針・方法、および実習に関する留意点
- ・各自の実習の目標（学びたいこと・考察したいこと）等が適切であるか
- ・事前学習内容（不明項目、不適切な項目）
- ・自主的活動計画の実施の可能性
- ・自主的活動計画内容の検討（内容等不適切な場合は修正、実習前に再度確認）
- ・自主的活動に必要な用具の確認と実習生の準備物

実習記録について

- ・実習記録の方法（実習配属先の方針、プライバシー保護のための配慮等）
- ・実習記録の記載場所・時間帯
- ・実習記録の提出方法（当日か翌日か、提出時間、提出場所、最終日の記録提出等）
- ・実習記録の返却方法（毎日の返却方法、最終日の記録返却日時と方法）

実習生の諸経費と生活について

- ・学生個人負担となる費用、金額、納入期限、納入方法
- ・実習中の宿泊に伴うルール（食事、風呂、寝具、洗濯、更衣室、ロッカー、貴重品の管理等の場所・利用に関するルール）
- ・実習中の服装及び持参物（エプロン・水着・着替え等、履物、名札及び付け方等）

その他

- ・実習に関して必要となる事項

12 健康診断、各種検査等について

学生各自は、実習配属先の検査、証明書等の情報を確認のうえ、実習に間に合うよう準

備すること。また、学生健康証明書、予防接種、腸内細菌検査については、別に説明する。

1 3 学生教育研究災害障害保険

金城大学では、学生の安心できる教育及び実習環境のために、『財団法人 日本国際教育支援協会』の「学生教育研究災害障害保険」に加入し、実習における保険事故（対人、財物）に関しての保障に備えている。

*保険事故が発生した際には、速やかに施設の指導者に報告すると同時に、学生本人が、巡回担当教員に報告し、対応を相談すること。

1 4 保育実習 I-B（社会福祉施設実習）の留意点

(1) 実習で関わる全ての方々に親しみと思いやりを持つ。

- ・常に笑顔を忘れずに、きちんと挨拶をする。早く名前を覚える。食事を残さず、楽しく食べる。
- ・常に、児童や施設を利用する方々、先生方、実習生等の安全と健康に注意する。
（注意を怠らない。問題があったらすぐに連絡し対応する。必要な問題については、大学に連絡をする。実習中に体調不良になった場合等のために、保険証のコピーを持参する）
- ・どのように対応することが、その児童や施設を利用する方々のためになるのかを考え学ぶ。児童や施設を利用する方々の身内の非難は慎む。
- ・どの児童や施設を利用する方々に対しても平等に接する。実習生の側から積極的に働きかけ、お互いに親しみを持てるように努める。
- ・自分自身あるいは、自分の家族だったらと考え行動する。児童や施設を利用する方々と、自分との共通点を見つける。
- ・プライバシーを守る（実習記録の個人名の表記方法等は、事前に確認すること）。

(2) 常に実習生としての自覚を持ち、積極的に学習する。

- ・実習施設側のご好意によって、実習させていただいていることを認識し、実習期間中は、常に実習生であることを忘れない。（特に夜間、休憩時間、通勤の途中なども注意し、実習生としてふさわしい行動をとる。）
- ・職員に準ずる者・補助者としての自覚を持ち、それにふさわしい行動をする。
（時間・規律を守る、態度、言葉遣いに留意する。学習に必要でないものは持ち込まない。実習時間内は、携帯電話の電源を切る。不必要な電話はしない。当然ですが禁酒禁煙です。）
- ・自分から学習の機会・仕事を捜し、出来るだけ多くの活動に参加できるよう努力する。
- ・「やりたくないなあ～」と思うことこそ積極的に行う。
- ・説明を聞き、活動を観察し、参加して学習する。学習内容、自分の考え（考察）、反省点、疑問点などを記録する（メモ帳・筆記用具の使用については、確認し

許可を得る)。

- ・不明な点があったら質問をする。また、利用・閲覧を許可された資料（ケースファイル）、本などで積極的に学習する。
- ・引き受けた仕事は、責任を持ってやり遂げる。
- ・服装は、安全・清潔・機能的で、実習生としてふさわしく、児童や施設を利用する方々、先生方に好感をもたれるように配慮する。必ず名札（名前がはっきり分かるもの）をつける。（服装については、各施設の指導に従う。刺激的なもの、暗すぎるものは避ける。アクセサリはつけない。カラーコンタクトは使用しない。素顔が一番です。長い髪はまとめる。靴は動きやすいもの、必要ならばエプロンなどを用意する。）
- ・実習生はお互いに協力し助け合う。（ただし、ふざけていたり、おしゃべりしている暇はありません。）

(3) 指導に従い、勝手な判断での行動を慎む。

- ・担当の先生方から指示された事項、規則は厳守する。
（注意、指導を受けたら素直に従う。実習は無遅刻・無欠席が原則です。病気などの場合は、必ず実習施設の先生と金城大学のグループ担当教員に連絡します。）
- ・やむを得ない理由による欠席等については、実習施設の担当の先生と補充方法（実習期間の延長等）について相談し、その結果を直ちに金城大学の担当教員に報告します。無断欠席、遅刻、早退、外出は禁止です。）
- ・各実習施設の方針を理解し、それに従う。
- ・問題が起こった場合には、直ちに連絡をして指示を受ける。
- ・指示、許可された以外のことをする場合には、必ず担当の先生方の承認を得る。
（児童・施設を利用する方々と、勝手に約束したり、必要以上に手伝ったりすることは差し控えます。）
- ・疑問に思うことを尋ねたり、意見を述べたりする場合には、全体の状況、流れを考慮する。

(4) 迷惑をかけない、自主的に協力する。

- ・日程等は、実習施設側の都合に合わせ、実習生の側で調節する。
- ・施設の先生方は、大変お忙しいことを理解し、無理なお願いはつつしむ。
- ・通勤は、原則として、公共交通機関を利用する。
（自家用車での通勤は、公共交通機関の利用が困難で、施設側の許可があった場合のみ。）
- ・実習生の行動は、外部の人達からは、各施設の活動の一部だと思われる場合があります。施設が誤解を受けるようなことがないように十分注意します。

(5) また実習施設を訪れ、協力したいと思える実習をする。

- ・実習施設の行事等に、協力の要請があった場合には積極的に協力する。

- ・実習施設の行事等に、見学・ボランティア参加のお誘いがあった場合にも、積極的に参加する。
（実習期間中に、直接実習生に対して要請・お誘いがあった場合は、記録し連絡します。）
- ・学校行事と重なる等のために、やむを得ず参加できない場合は、理由を説明しお詫びする。

保育実習Ⅱ 概要

金城大学 社会福祉学部
子ども福祉学科

1. 趣旨

この実習は、児童福祉法第18条の4、第18条の6、児童福祉法施行令第5条の規定に基づき、児童福祉法施行規則で定めた教科の知識・技術を基礎として、実際の乳幼児を対象にした保育士資格取得に必要な実践学習である。

また、この実習を通して、保育実習Ⅰで体得した知識・技術を更に深め、対象年齢を2歳児又は1歳児での一日実習を経験することで、今日の社会が求める保育士としての専門性を培うために実施するものである。

2. 実習の形態

今回の保育実習Ⅱは、金城大学社会福祉学部子ども福祉学科2年次で実施するが、下記の日程中で連続した同年齢での実習を10日間行なうものとする。また、実習園の都合で養成校が定めた実習が困難な場合には、他の年齢での実習もあり得ることとする。

平成 年 月 日 () ～平成 年 月 日 () の期間
(但し、土曜・日曜日は実習に含まない。また、実習日程は保育所と相談して決める。)

3. 実習の目標

- 3-① 一週間の保育の流れを把握する。
- 3-② 週案を踏まえた一日指導を実施する。
- 3-③ 保育実習Ⅰに引き続き、子どもの姿から部分指導を数多く実施する。
- 3-④ 子どもの動きを記録し、保育士として必要な援助法を理解する。
- 3-⑤ 指導案を立て、実践後の記録から自らの課題を確かなものとする。

4. 実習の方法

今回の保育実習Ⅱは、次の流れで行なうこととする。

実習園とのオリエンテーションから始まる見学実習



観察実習



参加実習



責任実習 (部分指導及び一日指導を含む)

5. 実習の心得

- 5-① 実習前：a) 保育実習 I を終了する。
b) 養成校の事前指導を受講する。
c) 各自の実習の目標・心構えを明確にする。
- 5-② 実習中：a) 実習園の方針に従い、適正な実習に心がける。
b) 実習園の注意・指示事項を守って、積極的な態度で臨む。
c) 毎日の保育記録を書き、自己の課題を明確にする。
d) 機会を捉え、数多くの部分指導を行なう。
e) 週案を踏まえて指導計画を立て、一日指導を実施する。
f) やむを得ない事情で実習を中断する場合、その後の実習に関しては、実習園の都合を優先して実施する。
g) 実習期間中、実習生は一日養成校に戻り、実習指導教員と実習の振りかえりを行なうが、遠距離の学生の場合は、適宜に応じて行なう。
- 5-③ 実習後：a) 守秘義務を守り、実習中に知り得た個人情報とは口外しない。
b) 事後指導を受講し、自己の課題を明確にする。
c) 実習園で得た経験を深めるために、実習園の行事に参加する。

6. 実習の評価

- 6-① 実習園へは、実習生の実習評価を依頼する。
- 6-② 評価内容に関しては、別紙の評価表に基づき記載をお願いする。
- 6-③ 実習園には、総合所見欄に実習生の姿を記載していただく。
- 6-④ 本学における実習評価は、実習園からの評価報告書に基づき、養成校が総合的に評価し単位認定する。
- 6-⑤ 実習を中断し、同園での実習が不可能の場合、中断前までの評価をお願いする。

7. 補償

実習学生は「学生教育研究災害傷害保険」に加入し、実習中に生じた事故の補償をする。

8. 謝礼

- 8-① 実習中の謝礼に関して、一人1日1000円を上限として振り込むこととする。
- 8-② 謝礼金として受領されない場合は、図書券・文具券等で代替することもある。
- 8-③ 実習中に実習中止となった場合、謝礼金の返戻は行なわないものとする。
- 8-④ 実習中断の場合、同園で実習が可能な場合には、再度謝礼金は支払わないものとする。
- 8-⑤ 実習中断の場合、他園で実習せざるを得ない時には、7-①と同様の扱いとし、実習日数分を支払うものとする。

9. その他

実習中の交通費・昼食費、実習園が必要とする行事参加等で、実習園から申し入れがあった場合は、実習学生の個人負担とする。

幼児教育実習 I 概要

金城大学社会福祉学部子ども福祉学科

1. 趣旨

この実習は、教育職員免許法第二条、第五条、教育職員免許法施行規則第六条、第十条の3、第十一条に基づき、幼稚園教諭1種免許状を取得するものとして実施する。

2. 実習の目標

この実習では、以下の事項について学ぶこととする。

- ① 実習園の沿革・概要を知り、実習園の方針に添った教育活動ができるようになる。
- ② 幼稚園教諭の職務を知り、幼児期の特性を踏まえた教育的配慮ができる力をつける。
- ③ 計画的に環境を構成し、一人一人に相応しい総合的な指導が行えるようになる。
- ④ 教育的関わりを通じて、幼児一人一人に対する理解を深める。
- ⑤ 記録を通して自己の課題に気づき、保育者としての資質を磨く。

3. 実習の方法

- ① 時期：金城大学社会福祉学部子ども福祉学科3年次において実施する。
- ② 条件：教育実習Iを実施する学生は、保育士資格・幼稚園教諭免許に必要とされる科目等の単位を取得あるいは履修しているものとする。
- ③ 期間：
 - a. 原則として、下記期間内に10日間実施する。
 - b. 平成 年 月 日（ ）～平成 年 月 日（ ）
 - c. 土日祝日は実習に含まない。
 - d. 教育実習園の指示により、特別行事を実習に含む場合もある。
- ④ 形態：
 - a. 見学・観察実習
 - b. 参加実習
 - c. 指導実習……指導計画を立案し部分指導を実践する。
指導計画を立案し全日指導を実施する。
 - d. 一日の流れ及び指導した際の部分を記録作成する。
- ⑤ 対象：原則として4歳児を対象とする。
但し、実習園の希望で他年齢児での実習も差し支えない。

4. 実習の心得

- ① 実習前：
 - a. 学内事前指導を受講する。
 - b. 実習の目標・心得を明確にする。
 - c. 実習園とのオリエンテーションに参加し、綿密な実習計画を立てる。
 - d. 実習に必要な教材の研究・準備をする。
 - e. 実習指導のシミュレーションを行い、指導力を高める。

- ② 実習中：
 - a. 適正な実習を心がけ、積極的な態度で臨む。
 - b. 実際の子どもの動き、生活態度から子ども理解を深める。
 - c. 実習園の指示に従い行動する。
 - d. 自己の目標達成へ向けて、実践からの気づきと毎日の記録を重ねる。
 - e. 一日の記録は、翌日の朝に提出する。
 - f. やむを得ない事情で遅刻・早退・欠席する場合は、実習園と養成校への連絡を忘れずにする。
 - g. 実習中における事故等がおきた場合には、その時点で実習を中断あるいは中止することがある。
- ③ 実習後：
 - a. 事後指導と教育実習Ⅱに繋がる事前指導に参加する。
 - b. 実習園で得た経験を広げるために、実習園の行事やボランティアに参加する。

5. 実習の評価

- ① 実習園へは、教育実習Ⅰにおける実習生の実習評価を依頼する。
- ② 評価内容に関しては、別紙の評価表に基づき記載をお願いする。
- ③ 今回の教育実習Ⅰにおける実習評価は、実習園からの実習成績評価報告書に基づき、教育実習Ⅰと本学で実施する教育実習事前事後指導を含めた総合評価とし、単位認定する。
- ④ 実習を中断し、同園での実習が不可能の場合、中断前までの評価をお願いする。

6. 補償

実習学生は「学生教育研究災害傷害保険」に加入し、実習中に生じた事故の補償をする。

7. 謝礼

- ① 実習中の謝礼に関して、一人1日1000円を上限として振り込むこととする。
- ② 謝礼金として受領されない場合は、図書券・文具券等で代替することもある。
- ③ 実習中に実習中止となった場合、謝礼金の返戻は行わないものとする。
- ④ 実習中断の場合、同園で実習が可能な場合には、再度謝礼金は支払わないものとする。
- ⑤ 一度振り込まれた実習謝礼金は返戻しないものとする。

8. その他

- ① 実習中に知り得た情報の守秘は徹底する。
- ② 実習生の無断欠席は、即時に実習を中止する。
- ③ 実習中の交通費・昼食費、実習園が必要とする行事参加等で、実習園から申し入れがあった場合は、実習学生の自己負担とする。
- ④ 実習中の実習中断あるいは養成校の判断で中止した場合、後日、処遇をどのようにしたか実習園へ事後報告する。

幼児教育実習Ⅱ 概要

金城大学社会福祉学部子ども福祉学科

9. 趣旨

この実習は、教育職員免許法第二条、第五条、教育職員免許法施行規則第六条、第十条の3、第十一条に基づき、幼稚園教諭1種免許状を取得するものとして実施する。

10. 実習の目標

この実習では、以下の事項について学ぶこととする。

- ① 環境構成を念頭に入れた遊びを中心とした指導案を立案できるようになる。
- ② 一つ一つの体験の関連性を考えて、その場の子どもに相応しい指導が展開できるようになる。
- ③ 保育者と保護者の関係から、実習園の地域におけるネットワーク的役割を理解する。
- ④ 幼稚園の子どもたちの生活を、小学校への連続性という視点から捉える。
- ⑤ 今後の自己課題を明確にし、保育者としての資質向上につなげる。

11. 実習の方法

- ① 時期：金城大学社会福祉学部子ども福祉学科4年次において実施する。
- ② 条件：幼児教育実習Ⅱを実施する学生は、保育士資格・幼稚園教諭免許に必要とされる科目等の単位を取得あるいは履修し、教育実習Ⅰを終了しているものとする。
- ⑥ 期間：
 - a. 原則として、下記期間内に10日間実施する。
 - b. 平成 年 月 日 () ～平成 年 月 日 ()
 - c. 土日祝日は実習に含まない。
 - d. 教育実習園の指示により、特別行事を実習に含む場合もある。
- ⑦ 形態：
 - a. 見学・観察実習
 - b. 指導実習……指導計画を立案し部分指導を実践する。
指導計画を立案し全日実習を実践する。
 - c. 一日の流れ及び指導した際の部分を記録作成する。
- ⑧ 対象：原則として5歳児を対象とする。
但し、実習園の希望で他年齢児での実習も差し支えない。

12. 実習の心得

- ① 実習前：
 - a. 学内事前指導を受講する。
 - b. 実習の目標を明確にする。
 - c. 実習園とのオリエンテーションに参加し、綿密な実習計画を立てる。
 - d. 実習に必要な教材の研究・準備をする。
 - e. 実習指導のシュミレーションを行い、指導力を高める。

- ② 実習中：
 - a. 適正な実習を心がけ、積極的な態度で臨む。
 - b. 実際の子どもの動き、生活態度から子ども理解を深める。
 - c. 実習園の指示に従い行動する。
 - d. 自己の目標達成へ向けて、実践からの気づきと毎日の記録を重ねる。
 - e. 一日の記録は、翌日の朝に提出する。
 - f. やむを得ない事情で遅刻・早退・欠席する場合は、実習園と養成校への連絡を忘れずにする。
 - g. 実習中における事故等がおきた場合には、その時点で実習を中断ある時は中止することがある。
- ③ 実習後：
 - a. 事後指導に参加し、保育者としての見聞を広めると共に、保育観・子ども観の確立に努める。
 - b. 実習園で得た経験を広げるために、実習園の行事やボランティアに参加する。

1 3. 実習の評価

- ① 実習園へは、幼児教育実習Ⅱにおける実習生の実習評価を依頼する。
- ② 評価内容に関しては、別紙の評価表に基づき記載をお願いします。
- ③ 今回の教育実習Ⅱにおける実習評価は、実習園からの実習成績評価報告書に基づき、幼児教育実習Ⅱと本学で実施する教育実習事前事後指導を含めた総合評価とし、単位認定する。

1 4. 補償

実習学生は「学生教育研究災害傷害保険」に加入し、実習中に生じた事故の補償をする。

1 5. 謝礼

- ① 実習中の謝礼に関して、一人1日1000円を上限として指定された口座へ振り込むこととする。
- ② 謝礼金として受領されない場合は、図書券・文具券等で代替することもある。
- ③ 実習中に実習中止となった場合、謝礼金の返戻は行わないものとする。
- ④ 実習中断の場合、同園で実習が可能な場合には、再度謝礼金は支払わないものとする。
- ⑤ 一度振り込まれた実習謝礼金は返戻しないものとする。

1 6. その他

- ① 実習中に知り得た情報の守秘は徹底する。
- ② 実習生の無断欠席は、即時に実習を中止する。
- ③ 実習中の交通費・昼食費、実習園が必要とする行事参加等で、実習園から申し入れがあった場合は、実習学生の自己負担とする。
- ④ 実習中の実習中断あるいは養成校の判断で中止した場合、後日、処遇をどのようにしたか実習園へ事後報告する。

I 実習の意義・目的・目標

1 意義

社会福祉実習は、まず現代における社会福祉の仕事（実践活動）の意義と内容を理解すること、第2として、講義や演習で身につけた社会福祉の基礎知識を実習により一層確かなものにする、第3に現代社会の社会福祉の意義をより深く、かつ体験的に理解するための機会となる。

こうして社会福祉実習によって、社会福祉の総合的な理解を深めることができる。さらに、実習体験が実習生自身の人間的資質を高めるための重要な機会になっている。

2 目的

本学における社会福祉実習は、大学における社会福祉教育の一環として、講義・演習などに関連づけながら、現場での体験を通じて、専門職としての知識と態度を形成し、実践できる力量をもった社会福祉の担い手を育成することを目的とする。

3 目標

1) 社会福祉の実際について、体験的、総合的に理解する。

- (1) 実習予定施設・事業*の歴史の歩みを学ぶ。
- (2) 実習予定施設・事業が地域社会において果たしている役割と機能を学ぶ。
- (3) 実習予定施設・事業の組織としての経営及び管理運営の実際を学ぶ。
- (4) 実習予定施設・事業における専門職間の連携とチームアプローチについて学ぶ。
- (5) 実習予定施設・事業の利用者を全体的に理解する。

* ここでの実習予定施設・事業とは、資料2に示した施設・事業を示している。

2) 社会福祉の専門職としての価値と倫理を身につけ、その自覚に基づいた行動を可能にする態度の基礎を形成する。

(1) 人の尊厳及び人権擁護の意味を理解し、その人の意志を尊重する行動を身につける。

(2) 社会福祉専門職を目指す者としての自己を省察し、自己の資質・傾向についての自覚を深める。

3) すでに学んだ専門的な知識と援助技術を実際に適用し、社会福祉援助実践に必要な能力・技術の基礎を修得する。

(1) 援助の前提となる利用者やその関係者との基本的コミュニケーションと援助関係を形成する能力を高める。

(2) 利用者の生活背景を理解し、その生活ニーズを把握する能力を高める。

(3) 実習予定施設・事業における生活支援の方法を学び、社会福祉援助の過程を展開できる実践的能力の基礎を習得する。

(4) 利用者やその関係者への権利擁護及び支援する能力を習得する。

(5) 実習予定施設・事業が地域社会において果たしている役割と機能を理解した上で、地域社会への働きかけの方法を学び、その実践のための能力を高める。

(6) 実習予定施設・事業の組織としての運営の実際を理解したうえで、組織の一員としての役割と責任を遂行する能力を高める。

4) 実習における具体的な体験や援助活動の中から、自己の新たな学習・研究課題を発見する。実習予定施設・事業の運営と、そこでの日常生活支援、相談援助の実際について理解する。

(1) 実習での具体的な体験や援助活動をすでに学んだ社会福祉の諸理論と照らし合わせ、それがいかに適用されているのかを検証する。

(2) 実習体験を通して大学における学習課題を発見し、研究課題としてより深めることを目指す。

Ⅱ ソーシャルワーク実習の位置づけとながれ

1 ソーシャルワーク実習の位置づけ

ソーシャルワーク実習は、講義・演習などに関連づけながら社会福祉の担い手を育成する実習である。社会福祉士の国家試験受験資格を取得する実習にも該当している。社会福祉士（資料1参照）の国家試験受験資格を取得するためには、法に定める社会福祉施設・事業（資料2参照）において、1日あたり8時間換算で週40時間、合計180時間以上の実習を要する。

2 ソーシャルワーク実習のながれ

1) オリエンテーション： 2年次

ソーシャルワーク実習の履修に際して、2年次にオリエンテーションを実施する。

2) ソーシャルワーク実習指導Ⅰ： 3年次前期（第5セメスタ）

ソーシャルワーク実習指導Ⅰでは、8月から9月にかけてのソーシャルワーク実習Ⅰにむけた事前学習と実習計画を立てる。

3年次前期（第5セメスタ）中に、実習予定施設・事業を訪問して、事前訪問・見学学習をさせていただき、ソーシャルワーク実習Ⅰの準備をする。また、事前学習では、事前学習の手引きにより、実習予定施設・事業にかかわる基礎的知識について確認し、理解を深める。

実習計画を立てていく過程では、実習予定施設・事業を訪問し、実習担当者とは実習計画について打ち合わせを行う。

その際、実習予定施設・事業の組織図、職員の職種および人数とその主な業務内容、利用者の状況、利用者に対する主な日常生活支援・相談援助の内容、実習予定施設・事業と関連する主な社会資源などについて、実習担当者に学ぶ。

3) ソーシャルワーク実習Ⅰ： 3年次前期（第5セメスタ）

ソーシャルワーク実習Ⅰの施設・事業における実習日数は、5日間とする。

実際に実習を行う実習分野（利用者理解を含む）と施設・事業者・機関・団体・地域社会等に関する基本的なことを理解する。

4) ソーシャルワーク実習指導Ⅱ： 3年次後期（第6セメスタ）

ソーシャルワーク実習指導Ⅱでは、以下の内容について学ぶ。

- (1) 実習先で必要とされる相談援助に係る知識と技術に関する理解
- (2) 実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解（個人情報保護法の理解を含む）
- (3) 実習記録簿への記録内容及び記録方法に関する理解
- (4) 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画書の作成
- (5) 実習先で行われる介護や保育等の関連業務に関する基本的な理解

5) ソーシャルワーク実習Ⅱ： 3年次後期（第6セメスタ）

ソーシャルワーク実習Ⅱの施設・事業における実習日数は、18日間とする。

6) ソーシャルワーク実習指導Ⅲ： 4年次前期（第7セメスタ）

ソーシャルワーク実習指導Ⅲでは、実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成、実習の評価全体総括会を行う。

3 実習の要件

ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱを履修するには、原則として、以下の要件を満たしている必要がある。

- 1) 社会福祉概論Ⅰ、Ⅱの単位を取得していること。
- 2) ソーシャルワーク実習にかかわるオリエンテーションに出席していること。

Ⅲ ソーシャルワーク実習指導・ソーシャルワーク実習の評価

1 ソーシャルワーク実習指導の評価

出席状況や各種レポートなどにより、実習に対する意欲、実習の目標、実習施設・事業への事前学習について、および実習後の事後学習について、ソーシャルワーク実習担当教員が総合的に評価する。

2 ソーシャルワーク実習の評価

ソーシャルワーク実習の実習施設・事業からの評価表、出席票、実習報告などにより、ソーシャルワーク実習担当教員が総合的に評価する。その際、実習生本人の自己評価についても考慮して行う。

ソーシャルワーク実習指導・実習スケジュール

学年 月	3 年	4 年
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・実習指導Ⅰ開始 ・実習施設・事業決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・実習指導Ⅲ開始 ・実習報告書作成
5 月		
6 月		<ul style="list-style-type: none"> ・実習報告会
7 月		
8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・実習Ⅰ（～9月） 	
9 月		
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・実習指導Ⅱ開始 	
11 月		
12 月		
1 月		
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・実習Ⅱ（～3月） 1回目帰校日（2月） 	
3 月	<ul style="list-style-type: none"> 2回目帰校日（3月） 	

※ 実習指導Ⅰ、実習指導Ⅱ、実習指導Ⅲ、実習Ⅰ、実習Ⅱは、それぞれソーシャルワーク実習指導Ⅰ、ソーシャルワーク実習指導Ⅱ、ソーシャルワーク実習指導Ⅲ、ソーシャルワーク実習Ⅰ、ソーシャルワーク実習Ⅱの略式表記である。

IV その他

1 実習記録等の保管管理基準

- 1) 実習記録等を学内で保管する際には必ずロッカーには鍵をかける。
- 2) 実習記録等をもち運びする際には必ず鞆等に入れて移動する。
- 3) 実習関係の諸文書は、原則として実習ファイルに挟み込むだけでなく2穴パンチで穴をあけ綴じこむ。

2 実習にかかる学生の保険加入とその内容

本学の学生は、財団法人内外学生センターの学生教育研究災害傷害保険、ならびに学研災付帯賠償責任保険の学生教育研究賠償責任保険に加入している。

学生教育研究災害傷害保険は、正課中、学校行事中、キャンパス内にいる間、課外活動中、また通学中、学校施設・事業相互間の移動中の事故を対象としている。また学研災付帯賠償責任保険は、正課、学校行事、課外活動として行われる活動およびその往復途中における事故を対象としている。

実習に伴い発生した偶然な事故、実習に伴って提供した財物に起因する偶然な事故、実習の結果に起因する偶然な事故などに対し、対人1名1事故1億円限度、対物250万円限度で賠償となっている。ただし、故意による事故、心神喪失に起因する事故、自動車・昇降機・車両もしくは動物の所有・使用・管理に起因する事故、自転車・バイク・自動車・車両・動物・楽器・美術品などに類する受託物の損壊、紛失、盗難など、補償の対象とならない場合もある（詳細を知りたい場合は、教学支援部へ）。

3 健康診断証明書

実習施設によっては、健康診断書の提出が必要となる。本学で毎春実施の健康診断を受けている場合には、その結果を健康診断証明書として、本学より発行することができる。健康診断証明書にかかる発行費用はあらかじめ徴収された実習費から大学が負担するが、紛失した場合などの再発行は学生負担となる（窓口は実習センター）。

本学で毎春実施の健康診断を受けていない場合には、各自、最寄りの保健所または医療機関にて健康診断を受け、健康診断書を作成してもらうこと。ただし、この場合の費用は学生負担となる。

4 細菌検査

実習予定施設によっては、細菌検査を求められることもある。赤痢菌・サルモネラ菌に関する検査、さらに腸管出血性大腸菌に関する検査を求められることが多い。

これらの検査は、保健所または医療機関などで受けることができる。各自、実習にむけて準備する。細菌検査結果を受け取るのに、約2週間程度を見込んでおくこと。

注意 1

細菌検査の結果、菌が検出された場合は、実習を開始することができない。すぐに、大学保健室、指導教員、実習先に連絡をして、受診すること。

注意 2

実習開始時に、施設へ細菌検査結果を提出できない場合にも、実習を開始できなくなるので注意すること。

5 その他の確認事項

- 1) インフルエンザ予防接種
- 2) 乗用車通学許可証

資料1 社会福祉士及び介護福祉士法（抄）

昭和六十二年五月二十六日 法律第三十号 改正平成二六年法律第六九号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、社会福祉士及び介護福祉士の資格を定めて、その業務の適正を図り、もつて社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「社会福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（第四十七条において「福祉サービス関係者等」という。）との連絡及び調整その他の援助を行うこと（第七条及び第四十七条の二において「相談援助」という。）を業とする者をいう。

2 この法律において「介護福祉士」とは、第四十二条第一項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと（以下「介護等」という。）を業とする者をいう。

（欠格事由）

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉士又は介護福祉士となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 三 この法律の規定その他社会福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 四 第三十二条第一項第二号又は第二項（これらの規定を第四十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

第二章 社会福祉士

（社会福祉士の資格）

第四条 社会福祉士試験に合格した者は、社会福祉士となる資格を有する。

（社会福祉士試験）

第五条 社会福祉士試験は、社会福祉士として必要な知識及び技能について行う。

（社会福祉士試験の実施）

第六条 社会福祉士試験は、毎年一回以上、厚生労働大臣が行う。

（受験資格）

第七条 社会福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。以下この条において同じ。）において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目（以下この条において「指定科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者
- 二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する基礎科目（以下この条において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は

- 都道府県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士短期養成施設等」という。）において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 三 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士一般養成施設等」という。）において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 四 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、厚生労働省令で定める施設（以下この条において「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事したもの
- 五 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 六 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 七 学校教育法に基づく短期大学において指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの
- 八 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 九 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項第二号に規定する養成機関の課程を修了した者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 十 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 十一 指定施設において四年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者
- 十二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に定める児童福祉司、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に定める身体障害者福祉司、社会福祉法に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第十五条第一項第一号に規定する所員、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に定める知的障害者福祉司並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第六条及び第七条に規定する社会福祉主事であつた期間が四年以上となつた後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

(社会福祉士試験の無効等)

第八条 厚生労働大臣は、社会福祉士試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に係る者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて社会福祉士試験を受けることができないものとするができる。

(登録)

第二十八条 社会福祉士となる資格を有する者が社会福祉士となるには、社会福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(社会福祉士登録簿)

第二十九条 社会福祉士登録簿は、厚生労働省に備える。

(社会福祉士登録証)

第三十条 厚生労働大臣は、社会福祉士の登録をしたときは、申請者に第二十八条に規定する事項を記載した社会福祉士登録証（以下この章において「登録証」という。）を交付する。

(登録事項の変更の届出等)

第三十一条 社会福祉士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 社会福祉士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録の取消し等)

第三十二条 厚生労働大臣は、社会福祉士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

一 第三条各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つた場合

二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

2 厚生労働大臣は、社会福祉士が第四十五条及び第四十六条の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて社会福祉士の名称の使用の停止を命ずることができる。

(登録の消除)

第三十三条 厚生労働大臣は、社会福祉士の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

第四章 社会福祉士及び介護福祉士の義務等

(信用失墜行為の禁止)

第四十五条 社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉士又は介護福祉士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第四十六条 社会福祉士又は介護福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。社会福祉士又は介護福祉士でなくなつた後においても、同様とする。

(連携)

第四十七条 社会福祉士及び介護福祉士は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービス（次項において「福祉サービス等」という。）が総合的かつ適切に提供されるよう、地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。

2 介護福祉士は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に、認知症（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五条の二に規定する認知症をいう。）であること等の心身の状況その他の状況に応じて、福祉サービス等が総合的かつ適切に提供されるよう、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。

(名称の使用制限)

第四十八条 社会福祉士でない者は、社会福祉士という名称を使用してはならない。

2 介護福祉士でない者は、介護福祉士という名称を使用してはならない。

(権限の委任)

第四十八条の十一 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(経過措置)

第四十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

資料2 ソーシャルワーク実習の実習施設・事業について

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業

(昭和六十二年十二月十五日)

(厚生省告示第二百三号)

社会福祉士介護福祉士学校職業訓練校等養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号)第五条第一号ヲ及び第七条第一項第十一号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める施設を次のように定める。

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業

(平一厚告二二六・題名追加、平一二厚告四七三・平一五厚告一二九・平一九厚告四〇六・平二〇厚告五一三・改称)

- 1 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号。以下「養成施設規則」という。)第三条第一号ヲ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二十年／文部科学省／厚生労働省／令第二号。以下「学校規則」という。)第三条第一号ヲ及び社会福祉に関する科目を定める省令(平成二十年／文部科学省／厚生労働省／令第三号)第四条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。
 - 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する児童相談所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、指定発達支援医療機関、障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業
 - 二 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する病院及び診療所
 - 三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
 - 四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)に規定する精神保健福祉センター
 - 五 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)に規定する救護施設、更生施設、授産施設及び宿泊提供施設
 - 六 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所及び市町村の区域を単位とする社会福祉協議会の事務所
 - 七 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
 - 八 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)に規定する知的障害者更生相談所
 - 九 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター
 - 十 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター及び有料老人ホーム並びに老人デイサービス事業
 - 十一 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)に規定する母子・父子福祉センター
 - 十二 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に規定する更生保護施設
 - 十三 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に規定する介護老人保健施設及び地域包括支援センター並びに居宅サービス事業のうち通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護を行う事業、地域密着型サービス事業のうち地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は複合型サービスを行う事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業のうち

介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を行う事業、地域密着型介護予防サービス事業のうち介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業、介護予防支援事業並びに地域支援事業のうち第一号通所事業又は第一号介護予防支援事業

十四 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

十五 発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)に規定する発達障害者支援センター

十六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に規定する障害者支援施設、福祉ホーム及び地域活動支援センター並びに障害福祉サービス事業のうち療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を行う事業並びに一般相談支援事業又は特定相談支援事業

十七 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第十条の四第一項第二号に規定する便宜又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第八条第一項第六号に規定する障害者デイサービスのうち同法附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法第四条の二第三項に規定する身体障害者デイサービスを供与し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設

十八 前各号に準ずる施設又は事業

2 養成施設規則第五条第十四号イ及び学校規則第五条第十四号イに規定する厚生労働大臣が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

一 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設であつて、年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するもの

二 児童福祉法に規定する福祉型障害児入所施設、指定発達支援医療機関及び障害児通所支援事業

三 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設

四 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び老人介護支援センター並びに老人居宅生活支援事業

五 介護保険法に規定する指定施設サービス等を行う施設並びに居宅サービス(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。)を行う事業、指定地域密着型サービスを行う事業、介護予防サービス(介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。)を行う事業、指定地域密着型介護予防サービスを行う事業並びに第一号事業(第一号訪問事業及び第一号通所事業に限る。)

六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設及び地域活動支援センター並びに障害福祉サービス事業及び移動支援事業

七 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な原子爆弾被爆者を入所させ、養護することを目的とする施設

八 身体上又は精神上の障害があることにより自ら入浴するのに支障がある者に対し、その者の居宅に浴槽を搬入し、使用させる事業であつて、同時に入浴の介護を行うもの

改正文 (平成五年三月二六日厚生省告示第八七号) 抄

平成五年四月一日から適用する。

改正文 (平成十一年三月二五日厚生省告示第五四号) 抄

平成十一年四月一日から施行する。

改正文 (平成十二年三月三一日厚生省告示第一五四号) 抄

平成十二年四月一日から適用する。

改正文 (平成十三年一月二八日厚生省告示第四七三号) 抄

平成十三年一月六日から適用する。

改正文（平成一五年三月二七日厚生労働省告示第一二九号）抄
平成十五年四月一日より適用する。

改正文（平成一五年九月三〇日厚生労働省告示第三二七号）抄
平成十五年十月一日より適用する。

改正文（平成一六年三月二四日厚生労働省告示第一二四号）抄
平成十六年四月一日から適用する。

改正文（平成一八年三月三一日厚生労働省告示第三〇五号）抄
平成十八年四月一日から適用する。

改正文・附則（平成一八年九月二九日厚生労働省告示第五八七号）抄

① 平成十八年十月一日から適用する。

1 施行日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第一項第十二号中「及び地域活動支援センター」とあるのは、「地域活動支援センター、障害者自立支援法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設及び同法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設」とし、「障害者自立支援法に規定する」とあるのは「同法に規定する」とする。

2 施行日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第三項第二号中「に限る。）」とあるのは「に限る。）」及び同法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設」とする。

改正文・附則（平成二〇年一月一日厚生労働省告示第五一三号）抄

① 平成二十一年四月一日から適用する。

② この告示の適用の日から障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、この告示による改正後の社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業第一項第十六号及び第二項第六号中「及び地域活動支援センター」とあるのは、「地域活動支援センター、同法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設及び同法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設」とする。

改正文（平成二四年三月三〇日厚生労働省告示第二〇二号）抄
平成二十四年四月一日から適用する。

改正文（平成二五年一月一八日厚生労働省告示第六号）抄
平成二十五年四月一日から適用する。

改正文（平成二六年三月三一日厚生労働省告示第一四三号）抄
平成二十六年四月一日から適用する。

改正文（平成二六年九月三〇日厚生労働省告示第三八一号）抄
平成二十六年十月一日から適用する。

改正文（平成二六年十二月二日厚生労働省告示第四八一号）抄
平成二十七年一月一日から適用する。

改正文（平成二七年三月三一日厚生労働省告示第一九五号）抄
平成二十七年四月一日から適用する。

改正文（平成二八年三月三一日厚生労働省告示第一六八号）抄
平成二十八年四月一日から適用する。

社会福祉学部子ども福祉学科 実習年間計画

学年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年次												
												早期現場体験 (保育所・幼稚園・ 認定こども園) 5日程度
2年次												
3年次												
4年次												

○金城大学社会福祉学部子ども福祉学科 実習（早期現場体験、幼児教育実習、ソニシャルワーク実習）施設一覧

実習施設番号	種別	公私別	施設名	早期現場体験	保育実習 I A	保育実習 I B	保育実習 II	幼児教育実習 I	幼児教育実習 II	ソニシャルワーク実習 I	ソニシャルワーク実習 II	施設長名	郵便番号	住 所	電話番号	備考
1		公立	白山市立千代野保育所	2	2	-	2	-	-	-	-	工 祐美	924-0072	石川県白山市千代野西2-13	076-275-7282	
2		公立	白山市立双葉保育所	1	1	-	1	-	-	-	-	中 和美	920-2182	石川県白山市道法寺町1-73	076-272-2178	
3		公立	白山市立美保園	3	3	-	3	-	-	-	-	中川 薫	929-0217	石川県白山市美町1-41-1	076-278-2280	
4		公立	白山市立吉野保育所	2	2	-	0	-	-	-	-	高井 芳子	920-2321	石川県白山市吉野東56	076-255-5200	
5		公立	白山市立わかみや保育所	2	2	-	2	-	-	-	-	安田 直子	924-0882	石川県白山市ハツ矢町500-1	076-278-5118	
6		私立	つるぎ保育園	2	2	-	2	-	-	-	-	櫻本 森子	920-2121	石川県白山市鶴来本町3丁目18-2	076-273-1676	
7		私立	あいの空保育園	2	2	-	2	-	-	-	-	小野 佐外子	924-0022	石川県白山市相木町797	076-276-8844	
8		私立	あゆみ保育園	2	2	-	2	-	-	-	-	藤野 美恵子	924-0063	石川県白山市空閑町1125	076-276-1104	
9		私立	かわら保育園	2	2	-	2	-	-	-	-	金田 恵子	920-2303	石川県白山市河内町福岡88	076-273-3080	
10		私立	くらやま保育園	1	1	-	1	-	-	-	-	西川 啓子	920-2132	石川県白山市明島町中161-1	076-272-1382	
11		私立	郷保育園	2	2	-	2	-	-	-	-	竹内 晴美	924-0801	石川県白山市田中町182	076-276-8521	
12		私立	西柏保育園	2	2	-	2	-	-	-	-	西向 真由美	924-0044	石川県白山市西柏町8-1	076-276-5436	
13		私立	ひかり保育園	2	2	-	2	-	-	-	-	山岸 美恵子	924-0014	石川県白山市五歩市町60	076-276-1103	
14		私立	ふじよう保育園	2	2	-	3	-	-	-	-	濱本 素子	924-0024	石川県白山市北安田町398-1	076-276-3711	
15		私立	エンジェル保育園	4	2	-	2	-	-	-	-	山崎 敦美	921-8815	石川県野々市市本町6-22-1	076-248-2888	
16		私立	ふじひら保育園	2	2	-	2	-	-	-	-	原田 由香里	921-8833	石川県野々市市藤平142	076-246-1181	
17		私立	ほりうち保育園	2	2	-	2	-	-	-	-	守山 静枝	921-8844	石川県野々市市堀内4-160	076-248-2320	
18		私立	はくさん保育園	2	0	-	0	-	-	-	-	奥 真理子	921-8821	石川県野々市市白山町4-2	076-248-4337	
19		私立	旭町保育園	2	2	-	2	-	-	-	-	二飯田 成一	920-0941	石川県金沢市旭町2-13-1	076-222-5647	
20		私立	さくら保育園	2	2	-	2	-	-	-	-	兵池 千恵子	920-0923	石川県金沢市桜町8-17	076-231-4045	
21		私立	まこと保育園	2	2	-	2	-	-	-	-	砂走 勇紀	920-0902	石川県金沢市尾張町2-16-88	076-231-5474	
22		私立	小金保育園	3	3	-	3	-	-	-	-	小坂 力	920-0811	石川県金沢市小坂町ケ120-4	076-252-6800	
23		私立	未来のひろば	1	1	-	1	-	-	-	-	西村 健	920-1152	石川県金沢市田上の里2-220	076-261-4522	

○金城大学社会福祉学部子ども福祉学科 実習（早期現場体験、幼児教育実習、保育実習、ソニシャルワーク実習）施設一覧

実習施設番号	種別	公私別	施設名	早期現場体験	保育実習 I A	保育実習 I B	保育実習 II	幼児教育実習 I	幼児教育実習 II	ソニシャルワーク実習 I	ソニシャルワーク実習 II	施設長名	郵便番号	住 所	電話番号	備考
24	保育所・保育園	私立	西泉保育園	1	1	-	1	-	-	-	-	山田 昇	921-8043	石川県金沢市西泉5-103	076-243-3420	
25		私立	のぞみ保育園	2	2	-	2	-	-	-	-	宮下 佳子	921-8111	石川県金沢市若草町22-1	076-241-0078	
26		私立	野町保育園	2	2	-	2	-	-	-	-	遠林 美枝子	921-8031	石川県金沢市野町3-24-32	076-244-6458	
27		私立	あけぼの保育園	2	2	-	2	-	-	-	-	北川 聖四郎	920-8204	石川県金沢市戸水1-12	076-237-7036	
28		私立	くら月保育園	2	2	-	2	-	-	-	-	宮本 一恵	920-0064	石川県金沢市南新保町口26-1	076-237-0756	
29		私立	西念保育園	2	2	-	2	-	-	-	-	六角 正子	920-0024	石川県金沢市西念3-7-21	076-265-6116	
30		私立	ニコニコ保育園	2	2	-	2	-	-	-	-	金原 弘明	920-0348	石川県金沢市松村2-20	076-268-4120	
31		私立	弓取保育園	2	2	-	2	-	-	-	-	桜井 由紀子	920-0018	石川県金沢市三口町火238	076-237-7800	
32		私立	わらべ保育園	2	2	-	2	-	-	-	-	敬田 昭夫	920-0344	石川県金沢市欽田東4-1164	076-268-6737	
33		私立	おしの保育園	2	2	-	2	-	-	-	-	島田 恵子	921-8056	石川県金沢市押野2-525	076-242-6660	
34		私立	くまの保育園	2	2	-	2	-	-	-	-	吉田 一郎	921-8011	石川県金沢市入江3-215	076-291-2717	
35		私立	しらゆり保育園	2	2	-	2	-	-	-	-	松本 園美	921-8054	石川県金沢市西金沢3-508	076-249-3620	
36		私立	米丸保育園	2	2	-	2	-	-	-	-	酒井 光夫	921-8016	石川県金沢市重力町二157-3	076-291-1174	
37		私立	みずき保育園	1	1	-	1	-	-	-	-	大川 信子	920-0201	石川県金沢市みずき4-1	076-258-2120	
38		私立	双葉保育所	2	2	-	2	-	-	-	-	押野 瑞代	923-0915	石川県小松市編工町29	0761-24-2887	
39		私立	鶴が丘保育園	2	2	-	2	-	-	-	-	小松 満美	920-0271	石川県河北郡内灘町鶴ヶ丘5-1-191	076-255-1038	
40		私立	いしかわこども園	2	2	-	2	2	0	0	-	荒井 美子	924-0052	石川県白山市源兵衛町888	076-277-1011	幼保連携型認定こども園
41		私立	蝶屋こども園	2	2	-	2	2	0	0	-	山本 幸子	929-0211	石川県白山市井関町116-2	076-278-3043	幼保連携型認定こども園
42		私立	長土原こども園 (旧・長土原保育園)	2	2	-	2	2	0	0	-	能勢 玲子	920-0865	石川県金沢市長町3-11-17	076-264-1900	平成28年度より幼保連携型認定こども園
43		私立	かみやちこども園	2	2	-	2	2	0	0	-	西村 真美子	920-0801	石川県金沢市神谷内町へ29	076-251-1250	幼保連携型認定こども園
44		私立	山王こども園	2	2	-	2	2	-	-	-	大和 貞雄	920-0821	石川県金沢市山王町2-85	076-252-0135	保育所並認定こども園
45		私立	光こども園	2	2	-	2	2	0	0	-	川辺 清光	920-0806	石川県金沢市神宮寺1-11-15	076-252-9750	幼保連携型認定こども園
46		私立	田上こども園	2	2	-	2	2	0	0	-	大浦 博史	920-1155	石川県金沢市田上本町子19	076-262-4014	幼保連携型認定こども園

実習施設番号	種別	公私別	施設名	早期現場体験	保育実習 I A	保育実習 I B	保育実習 II	幼児教育実習 I	幼児教育実習 II	ソニシャルワーク実習 I	ソニシャルワーク実習 II	施設長名	郵便番号	住 所	電話番号	備考
47		私立	かめこども園	2	2	-	2	0	0	-	-	浅野 君枝	920-0226	石川県金沢市粟崎町2-1	076-238-2081	幼保連携型認定こども園
48		私立	キッズみなと園	2	2	-	2	-	-	-	-	横山 初夫	920-0384	石川県金沢市木曽野2-126	076-266-1711	保育所型認定こども園
49		私立	すずらん保育園	2	2	-	2	0	0	-	-	北 篤司	921-8054	石川県金沢市西金沢4-617	076-246-4988	幼保連携型認定こども園
50		私立	ふたつか認定こども園	2	2	-	2	0	0	-	-	吉藤 哲夫	920-0367	石川県金沢市北塚町西100-2	076-249-0454	幼保連携型認定こども園
51		私立	わかばこども園	2	2	-	2	-	-	-	-	西田 久代	921-8102	石川県金沢市西大桑町7-5	076-248-4522	保育所型認定こども園
52		私立	わかばにこみかみこども園 (旧・西経路保育所)	2	2	-	2	0	0	-	-	西田 森明	923-0825	石川県小松市西経路11-43	0761-47-0319	平成29年度から幼保連携型認定こども園
53		私立	河田保育園	2	2	-	2	0	0	-	-	土用下 文雄	923-0053	石川県小松市河田町子101	0761-47-0305	幼保連携型認定こども園
54		私立	月津こども園	2	2	-	2	0	0	-	-	水谷 元	923-0972	石川県小松市月津町ゆめ57	0761-44-3020	幼保連携型認定こども園
55		私立	矢野こども園	2	2	-	2	0	0	-	-	森 和美	923-0304	石川県小松市下栗津町1	0761-44-2590	幼保連携型認定こども園
56		私立	牧こども園	2	2	-	2	-	-	-	-	平野 道子	923-0026	石川県小松市下牧町二35	0761-21-7292	保育所型認定こども園
57		私立	みかわこども園	2	2	-	2	1	1	-	-	喜多 満子	929-0231	石川県白山市美川和波町北68	076-278-3108	平成29年度から幼保連携型認定こども園
58		私立	あさひこども園	2	2	-	2	2	2	-	-	森田 祐子	924-0004	石川県白山市旭丘2-33	076-276-1107	幼保連携型認定こども園
59		私立	眞真こども園	3	3	-	3	3	3	-	-	藤原 春香	920-3115	石川県金沢市弥勒町力112	076-257-1280	幼保連携型認定こども園
60		私立	むつみえんふれんどはうす	1	1	-	1	1	1	-	-	木村 康治	920-0935	石川県金沢市石引2-4-23	076-221-5206	幼保連携型認定こども園
61		私立	千坂こども園	3	3	-	3	3	3	-	-	北川 雅一	920-0004	石川県金沢市疋田町ハ302	076-256-1321	幼保連携型認定こども園
62		私立	舟見ヶ丘保育園	3	2	-	2	2	2	-	-	木原 浩二	923-0053	石川県小松市河田町甲92-1	0761-47-2732	幼保連携型認定こども園
63		私立	あたか認定こども園	1	0	-	1	1	0	-	-	橋本 満子	923-0003	石川県小松市安宅町百32	0761-21-0287	幼保連携型認定こども園
64		私立	カルメン幼稚園	2	0	-	0	2	2	-	-	畑 勇義	921-8162	石川県金沢市三馬3-324	076-247-0011	平成29年度から幼保連携型認定こども園
65		私立	聖愛幼稚園	2	-	-	-	2	2	-	-	山下 勝枝	923-0937	石川県小松市本町3-13-1	0761-22-6087	平成29年度から幼稚園型認定こども園
66		私立	白鷺幼稚園	2	-	-	-	2	2	-	-	上出 美智代	923-0303	石川県小松市島町二2	0761-44-5215	幼稚園型認定こども園
67		私立	白楊幼稚園	2	-	-	-	2	2	-	-	上田 多恵子	923-0904	石川県小松市小馬出町131	0761-22-8532	幼稚園型認定こども園
68		私立	うの山幼稚園	2	-	-	-	2	3	-	-	細井 将守	929-1125	石川県かほく市宇野気二15	076-283-7111	平成29年度から幼稚園型認定こども園
69		私立	誠美幼稚園	2	-	-	-	2	2	-	-	斎藤 史代	920-0271	石川県河北郡内灘町鶴ヶ丘1-92	076-286-0255	幼稚園型認定こども園

実習施設番号	種別	公私別	施設名	早期現場体験	保育実習 I A	保育実習 I B	保育実習 II	幼児教育実習 I	幼児教育実習 II	ソーシャルワーク実習 I	ソーシャルワーク実習 II	施設長名	郵便番号	住 所	電話番号	備考	
70	認定こども園	私立	長町幼稚園	1	-	-	-	1	1	-	-	鬼防 美紀	920-0981	石川県金沢市片町2-10-23	076-231-4881	幼稚園型認定こども園	
71		私立	馬場幼稚園	1	-	-	-	1	1	-	-	近藤 留美子	920-0844	石川県金沢市小橋町4-12	076-252-3902	幼稚園型認定こども園	
72		私立	認定こども園聖母幼稚園	2	2	-	2	2	2	2	-	-	達田 喜子	926-0813	石川県七尾市南藤橋町字58	0767-59-4685	幼児連携型認定こども園
73		私立	認定こども園七尾幼稚園	1	0	-	0	1	1	1	-	-	釜土 達雄	926-0818	石川県七尾市馬出町75-19	0767-52-2889	幼児連携型認定こども園
74		私立	羽咋幼稚園	2	2	-	2	2	2	2	-	-	飯貝 孝介	925-0033	石川県羽咋市川原町工161	0767-22-5318	幼児連携型認定こども園
75		私立	羽咋白百合幼稚園	0	0	-	0	1	1	1	-	-	繁在家 真紀	925-0048	石川県羽咋市松ヶ下町松ヶ下28-1	0767-22-0498	幼児連携型認定こども園
76		私立	海の星幼稚園	0	1	-	1	1	1	0	-	-	江田 恒子	928-0001	石川県輪島市河井町13-29-4	0768-22-2087	幼児連携型認定こども園
77	私立	和光幼稚園・おいこう園	2	1	-	1	1	2	2	-	-	藤山 香史	928-0001	石川県輪島市河井町23-16-1	0768-22-6002	幼児連携型認定こども園	
78	私立	金城大学附属西南幼稚園	2	-	-	-	2	2	2	-	-	加藤 博	924-0063	石川県白山市笠間町1201	076-276-4731		
79	私立	メロン幼稚園	2	-	-	-	2	2	2	-	-	黒門 玲子	920-3122	石川県金沢市福久町ル1-1	076-258-2668		
80	私立	済美幼稚園	4	-	-	-	4	4	4	-	-	宮崎 こずえ	920-1155	石川県金沢市朝霧台2-87	076-263-5528		
81	私立	かわい幼稚園	2	-	-	-	2	2	2	-	-	河合 敦夫	921-8042	石川県金沢市泉本町3-111	076-241-0620		
82	私立	伏見幼稚園	2	-	-	-	2	2	2	-	-	寺地 健	921-8173	石川県金沢市円光寺3-1-30	076-242-1233		
83	私立	伏見かわい幼稚園	2	-	-	-	2	2	2	-	-	河合 敦夫	921-8044	石川県金沢市米泉町5-26	076-243-4207		
84	私立	妙源寺幼稚園	3	-	-	-	3	3	3	-	-	源 恭子	921-8142	石川県金沢市光が丘2-119	076-298-5533		
85	私立	金石幼稚園	2	-	-	-	2	2	2	-	-	油田 美沙	920-0336	石川県金沢市金石本町口53	076-268-1303		
86	私立	第二かわい幼稚園	2	-	-	-	2	2	2	-	-	河合 聡範	921-8011	石川県金沢市入江1-2	076-291-2000		
87	私立	みどりかわい幼稚園	2	-	-	-	2	2	2	-	-	河合 聡範	920-0370	石川県金沢市上原2-130-1	076-249-4828		
88	私立	小松大谷幼稚園	2	-	-	-	2	2	2	-	-	桂 寿英	923-0903	石川県小松市丸の内町1-54-3	0761-22-3694		
89	私立	かが幼稚園	2	-	-	-	2	2	2	-	-	山本 憲一	922-0005	石川県加賀市大聖寺岡町34	0761-72-3880		
90	公立	白山市立伏見幼稚園	2	-	-	-	2	2	2	-	-	中野 恵子	924-0887	石川県白山市茶屋2-41	076-276-3712		
91	私立	ちよの幼稚園	2	-	-	-	2	2	2	-	-	田中 辰実	924-0073	石川県白山市千代野東4-16	076-275-2102		
92	私立	鶴来第一幼稚園	2	-	-	-	2	2	2	-	-	宮田 雅子	920-2112	石川県白山市鶴来白吉町口130	076-273-0086		

実習施設番号	種別	公私別	施設名	早期現場体験	保育実習 I A	保育実習 I B	保育実習 II	幼児教育実習 I	幼児教育実習 II	ソニシャルワーク実習 I	ソニシャルワーク実習 II	施設長名	郵便番号	住 所	電話番号	備考
93	幼稚園	私立	鶴来第二幼稚園	1	-	-	-	1	1	-	-	森田 美知子	920-2146	石川県白山市日向町7	076-273-3377	
94		私立	とくの幼稚園	2	-	-	-	2	2	-	-	徳野 正一	924-0013	石川県白山市番匠町242	076-276-2188	
95		私立	青竜第二幼稚園	3	-	-	-	3	3	-	-	和田 節子	921-8835	石川県野々市市上林3-167	076-248-5656	
96		私立	若草幼稚園	1	-	-	-	1	1	-	-	勇 文人	921-8111	石川県金沢市若草町13-41	076-280-4840	
97		私立	白銀幼稚園	2	-	-	-	2	2	-	-	徳田 美恵	920-0862	石川県金沢市芳齊2-2-24	076-231-5162	
98		私立	藤蔭幼稚園	1	-	-	-	1	1	-	-	中村 祐順	920-0851	石川県金沢市笠市町2-47	076-221-5155	
99		私立	金沢めぐみ幼稚園	2	-	-	-	1	1	-	-	田口 昭典	920-0965	石川県金沢市笠舞2-6-28	076-221-7970	
100		私立	清泉幼稚園	1	-	-	-	1	1	-	-	新谷 裕美	920-0911	石川県金沢市樺陽町13-17	076-231-0764	
101		私立	天徳幼稚園	1	-	-	-	1	1	-	-	荒井 徹成	920-0942	石川県金沢市小立野4-4-4	076-231-4485	
102		私立	愛香南幼稚園	1	-	-	-	1	1	-	-	土肥 聡	921-8035	石川県金沢市泉が丘1-16-8	076-241-3860	
103		私立	桜木幼稚園	1	-	-	-	1	1	-	-	鈴木 真知子	921-8033	石川県金沢市寺町2-12-12	076-241-0059	
104		私立	青竜幼稚園	3	-	-	-	3	3	-	-	和田 節子	921-8149	石川県金沢市額新町1-27	076-298-7044	
105		私立	藤花幼稚園	0	-	-	-	1	1	-	-	山下一夫	920-0374	石川県金沢市上安原町169-1	076-240-7444	
106		私立	なかよし幼稚園	1	-	-	-	1	1	-	-	遠州 賢	923-0854	石川県小松市大領町そ16-2	0761-48-7422	
107	公立	津幡町立つげた幼稚園	3	-	-	-	3	3	-	-	山崎 昌美	929-0327	石川県河北郡津幡町字庄二71	076-289-3308		
108	私立	津幡との幼稚園	2	-	-	-	2	2	-	-	中谷 薫	929-0346	石川県河北郡津幡町字鳩塚715-1	076-289-7788		
109	私立	すばる幼稚園	1	-	-	-	1	1	-	-	山下 佳世子	925-0154	石川県羽咋郡志賀町末吉田水6-1	0767-32-5701		
110	私立	享誠塾	-	-	4	-	-	-	-	-	佐道 寛	921-8105	石川県金沢市平和町5-23-5	076-241-1514		
111	私立	梅光児童園	-	-	3	-	-	-	-	-	大塚 智司	920-0935	石川県金沢市石引4丁目6-1	076-231-3884		
112	私立	林園	-	-	3	-	-	-	-	-	松尾 茂樹	920-0933	石川県金沢市東兼六町18-7	076-262-3811		
113	私立	聖愛児童園	-	-	2	-	-	-	-	-	横川 伸	920-0865	石川県金沢市長町1-5-30	076-261-9812		
114	私立	聖霊乳児院	-	-	4	-	-	-	-	-	中村 秀人	920-0865	石川県金沢市長町1-5-30	076-223-2878		
115	公立	石川県立児童生活指導センター	-	-	2	-	-	-	-	-	菅原 暢也	920-0266	石川県河北郡内灘町大泉布と543	076-286-3235		

実習施設番号	種別	公私別	施設名	早期現場体験	保育実習 I A	保育実習 I B	保育実習 II	幼児教育実習 I	幼児教育実習 II	ソニシャルワーク実習 I	ソニシャルワーク実習 II	施設長名	郵便番号	住 所	電話番号	備考
116		公立	金沢こども医療福祉センター	-	-	3	-	-	-	-	-	櫻吉 啓介	920-3114	石川県金沢市吉原町口6番2	076-257-3311	
117		私立	はぎの郷	-	-	3	-	-	-	-	-	袖野 究	929-0443	石川県河北郡津幡町別所へ1番地	076-288-0339	
118		私立	希望が丘児童施設	-	-	2	-	-	-	-	-	里見 秀幸	920-0182	石川県金沢市小池町九-40	076-257-5211	
119		私立	Shere金沢	-	-	3	-	-	-	-	-	奥村 俊哉	920-1185	石川県金沢市若松町セ104番地1	076-256-1010	
120		私立	愛育学園	-	-	3	-	-	-	-	-	坂坂 武則	920-1135	石川県金沢市北袋町101	076-235-8800	
121		私立	アカンヤの里	-	-	4	-	-	-	-	-	林 正志	920-0226	石川県金沢市粟崎町5-9-1	076-237-0294	
122		私立	ふしのき寮	-	-	3	-	-	-	-	-	藤井 直雄	920-1146	石川県金沢市上中町ト7番地1	076-229-1464	
123		私立	青い鳥	-	-	3	-	-	-	-	-	林 豊	920-2364	石川県白山市杉森町へ1-1	076-254-8181	
124		私立	星が岡牧場	-	-	3	-	-	-	-	-	坂本 啓一	923-1224	石川県能美市和気町ヤ4-5	0761-51-6553	
125		公立	石川県立鶴城学園	-	-	2	-	-	-	-	-	九田 繁雄	922-0582	石川県加賀市高尾町ス1-甲	0761-72-0069	
126		公立	小松こども医療福祉センター	-	-	4	-	-	-	-	-	関 俊明	923-0183	石川県小松市湊原町丁1-2	0761-46-1306	
127		私立	伊奈美園	-	-	6	-	-	-	-	-	表 敬喜	922-0412	石川県加賀市片山津温泉井6	0761-74-5555	
128		私立	うめの木学園	-	-	3	-	-	-	-	-	山口 俊一郎	923-0153	石川県小松市金平町ス84番地	0761-41-1301	
129		私立	つばさ	-	-	3	-	-	-	-	-	長谷 勝信	929-1717	石川県鹿野郡中能登町長川け都71-1	0761-74-2055	
130		私立	しお子どもの家	-	-	4	-	-	-	-	-	柳理 二也	929-1423	石川県羽咋郡宝達志水町菅原ヤ6-2	0767-29-2681	
131		私立	あすなろ学園	-	-	4	-	-	-	-	-	中前 和人	927-0035	石川県鳳珠郡穴水町志ヶ浦15字1-3	0768-52-3150	
132		私立	今浜苑	-	-	3	-	-	-	-	-	高木 真男	929-1345	石川県羽咋郡宝達志水町今浜新街128-1	0767-29-2900	
133		私立	日本海倶楽部	-	-	3	-	-	-	-	-	竹中 誠	973-0605	石川県珠洲市能登町字立壁92	0768-72-8180	
134		公立	富山市立愛育園	-	-	3	-	-	-	-	-	大井 圭子	939-8104	富山県富山市西番104-1	076-492-9912	
135		私立	新生苑	-	-	4	-	-	-	-	-	南 義昭	933-0353	富山県高岡市麻生谷3835	0766-31-1811	
136		私立	深明園	-	-	2	-	-	-	-	-	西宮 聡	932-0065	富山県小矢部市論田8	0766-68-0363	
137		私立	高岡愛育園	-	-	3	-	-	-	-	-	高田 博之	933-0961	富山県高岡市佐加野1701	0766-22-3122	
138		公立	魚津市立つくし学園	-	-	3	-	-	-	-	-	柿木 尚子	937-0806	富山県魚津市友道373-2	(0765)24-3240	

実習施設番号	種別	公私別	施設名	早期現場体験	保育実習 I A	保育実習 I B	保育実習 II	幼児教育実習 I	幼児教育実習 II	ソーシャルワーク実習 I	ソーシャルワーク実習 II	施設長名	郵便番号	住 所	電話番号	備考
139		私立	福井県済生会乳児院	-	-	4	-	-	-	-	-	藤井 知	918-8235	福井県福井市和田中町湯方26	0776-30-0300	
140		私立	ハスの実の家	-	-	3	-	-	-	-	-	桜井 康宏	910-4103	福井県あわら市二面87-26-2	0776-78-0743	
141		私立	吉江学園	-	-	3	-	-	-	-	-	平野 美可	916-0006	福井県鯖江市西番町24-1-1	0778-51-1614	
142		私立	あじさいの郷	-	-	-	-	-	-	5	5	供田 隆裕	920-2132	石川県白山市明島町春130番地	076-273-0123	
143		私立	松美苑	-	-	-	-	-	-	5	5	清水 一美	924-0063	石川県白山市空閑町1706番地	076-274-7576	
144		私立	セルフあさがた	-	-	-	-	-	-	5	5	美藤 和明	924-0063	石川県白山市空閑町156-1	076-274-9177	
145		私立	松の美園	-	-	-	-	-	-	5	5	奥村 より子	924-0804	石川県白山市徳丸町625-1	076-276-0452	
146		私立	フォルムの子	-	-	-	-	-	-	5	5	武田 工	921-8805	石川県野々市市福荷1丁目58	076-227-8950	
147	福祉施設	私立	セルフはくさん	-	-	-	-	-	-	5	5	中村 紺子	921-8836	石川県野々市市末松2-229	076-248-9300	
148		私立	サニーマイト福祉工場	-	-	-	-	-	-	5	5	由本 孝静	921-8836	石川県野々市市末松2-239	076-248-0284	
149		私立	工藤シティ	-	-	-	-	-	-	5	5	原田 和明	920-0226	石川県金沢市栗崎町5-3-1	046-239-2111	
150		私立	ひろびろ作業所	-	-	-	-	-	-	5	5	野間 比南子	920-0946	石川県金沢市大森町女1-18	076-260-0806	
151		私立	ワークショップひなげし	-	-	-	-	-	-	5	5	瀬戸 隆一	921-8111	石川県金沢市若草町12-7	076-249-0326	
152		私立	若草福祉作業所	-	-	-	-	-	-	5	5	秋山 和紀	921-8106	石川県金沢市十一屋町4-34	046-244-7731	
153		私立	聖ヨセフ苑作業所	-	-	-	-	-	-	5	5	小島 武	920-0377	石川県金沢市打木町東155番地	076-240-6221	
154		私立	キッキングクラブおしみず	-	-	-	-	-	-	5	5	山黒 修	929-1342	石川県羽咋郡宝達志水町妻生24	0767-28-9100	
155		私立	ライフクリエートかほく	-	-	-	-	-	-	5	5	岡田 文貴	929-1122	石川県かほく市七蓮ハ7番1	076-283-7100	
				206	126	102	126	95	94	70	70					

原 本 証 明 書

平成 29 年 4 月 25 日

文部科学大臣 殿

学校法人 金城学園
理事長 加藤 真

金城大学社会福祉学部子ども福祉学科の設置届出書を提出するにあたり、金城大学社会福祉学部子ども福祉学科の実習施設として、下記の 155 実習施設の承諾書が原本と相違ないことを証明いたします。

記

No.	施設名	No.	施設名
1	白山市立千代野保育所	16	ふじひら保育園
2	白山市立双葉保育所	17	ほりうち保育園
3	白山市立湊保育園	18	はくさん保育園
4	白山市立吉野保育所	19	旭町保育園
5	白山市立わかみや保育所	20	さくら保育園
6	つるぎ保育園	21	まこと保育園
7	あいのき保育園	22	小金保育園
8	あゆみ保育園	23	未来のひろば
9	かわち保育園	24	西泉保育園
10	くらやま保育園	25	のぞみ保育園
11	郷保育園	26	野町保育園
12	西柏保育園	27	あけぼの保育園
13	ひかり保育園	28	くら月保育園
14	ぶじょう保育園	29	西念保育園
15	エンジェル保育園	30	ニコニコ保育園

No.	施設名	No.	施設名
31	弓取保育園	61	千坂こども園
32	わらべ保育園	62	舟見ヶ丘保幼園
33	おしの保育園	63	あたか認定こども園
34	くるみ保育園	64	カルメン幼稚園
35	しらゆり保育園	65	聖愛幼稚園
36	米丸保育所	66	白嶺幼稚園
37	みずき保育園	67	白楊幼稚園
38	双葉保育所	68	うのけ幼稚園
39	鶴が丘保育園	69	誠美幼稚園
40	いしかわこども園	70	長町幼稚園
41	蝶屋こども園	71	馬場幼稚園
42	長土塀こども園 (旧:長土塀保育園)	72	認定こども園聖母幼稚園
43	かみやちこども園	73	認定こども園七尾幼稚園
44	山王こども園	74	羽咋幼稚園
45	光こども園	75	羽咋白百合幼稚園
46	田上こども園	76	海の星幼稚園
47	かもめこども園	77	和光幼稚園・あいこう園
48	キッズみなと園	78	金城大学附属西南幼稚園
49	すずらん保育園	79	メロン幼稚園
50	ふたつか認定こども園	80	済美幼稚園
51	わかばこども園	81	かわい幼稚園
52	わかばにしかるみこども園 (旧:西軽海保育所)	82	伏見幼稚園
53	河田保育園	83	伏見かわい幼稚園
54	月津こども園	84	妙源寺幼稚園
55	矢田野こども園	85	金石幼稚園
56	牧こども園	86	第二かわい幼稚園
57	みかわこども園	87	みどりかわい幼稚園
58	あさひこども園	88	小松大谷幼稚園
59	見真こども園	89	かが幼稚園
60	むつみえんふれんどはうす	90	白山市立松任幼稚園

No.	施設名	No.	施設名
91	ちよの幼稚園	124	星が岡牧場
92	鶴来第一幼稚園	125	石川県立錦城学園
93	鶴来第二幼稚園	126	小松こども医療福祉センター
94	とくの幼稚園	127	伊奈美園
95	青竜第二幼稚園	128	うめの木学園
96	若草幼稚園	129	つばさ
97	白銀幼稚園	130	しお子どもの家
98	藤蔭幼稚園	131	あすなろ学園
99	金沢めぐみ幼稚園	132	今浜苑
100	清泉幼稚園	133	日本海倶楽部
101	天徳幼稚園	134	富山市立愛育園
102	愛香南部幼稚園	135	新生苑
103	桜木幼稚園	136	溪明園
104	青竜幼稚園	137	高岡愛育園
105	藤花幼稚園	138	魚津市立つくし学園
106	なかよし幼稚園	139	福井県済生会乳児院
107	津幡町立つばた幼稚園	140	ハスの実の家
108	津幡とくの幼稚園	141	吉江学園
109	すばる幼稚園	142	あじさいの郷
110	享誠塾	143	松美苑
111	梅光児童園	144	セルプあさがお
112	林鐘園	145	松の実園
113	聖霊愛児園	146	フォルムののシティ
114	聖霊乳児院	147	セルプはくさん
115	石川県立児童生活指導センター	148	サニーメイト福祉工場
116	金沢こども医療福祉センター	149	工房シティ
117	はぎの郷	150	ひろびろ作業所
118	希望が丘児童施設	151	ワークショップひなげし
119	Share 金沢	152	若草福祉作業所
120	愛育学園	153	聖ヨゼフ苑作業所
121	アカシヤの里	154	キッチンクラブおしみず
122	ふじのき寮	155	ライフクリエートかほく
123	青い鳥		

以上

社会福祉学部子ども福祉学科 実習の学生配置及び巡回指導計画

No.	施設名	学生配置 (1~70は学生の学籍番号を示す)								巡回指導担当教員	所在地	
		早期現場体験(保)	早期現場体験(幼)	保育実習 I-A	保育実習 II	保育実習 I-B	幼児教育実習 I	幼児教育実習 II	ソーシャルワーク実習 I			ソーシャルワーク実習 II
1	白山市立千代野保育所	1, 2		69, 70	67, 68							石川県白山市千代野西2-13
2	白山市立湊保育園	3, 4		1, 2	69, 70							石川県白山市湊町1-41-1
3	白山市立わかみや保育所	5, 6		3, 4	1, 2							石川県白山市八ツ矢町500-1
4	つるぎ保育園	7, 8		5, 6	3, 4							石川県白山市鶴米本町3丁目18-2
5	あいのき保育園	9, 10		7, 8	5, 6							石川県白山市相木町797
6	あゆみ保育園	11, 12		9, 10	7, 8							石川県白山市笠間町1125
7	かわち保育園	13, 14		11, 12	9, 10							石川県白山市河内町福岡88
8	郷保育園	15, 16		13, 14	11, 12							石川県白山市田中町182
9	西柏保育園	17, 18		15, 16	13, 14							石川県白山市西柏町8-1
10	ひかり保育園	19, 20		17, 18	15, 16							石川県白山市五歩市町60
11	ぶじょう保育園	21, 22		19, 20	17, 18							石川県白山市北安田町396-1
12	エンジェル保育園	23, 24		21, 22	19, 20							石川県野々市市本町6-22-1
13	ふじひら保育園	25, 26		23, 24	21, 22							石川県野々市市藤平142
14	ほりうち保育園	27, 28		25, 26	23, 24							石川県野々市市堀内4-160
15	旭町保育園	29, 30		27, 28	25, 26							石川県金沢市旭町2-13-1
16	さくら保育園	31, 32		29, 30	27, 28							石川県金沢市桜町8-17
17	まこと保育園	33, 34		31, 32	29, 30							石川県金沢市尾張町2-16-86
18	小金保育園	35, 36		33, 34	31, 32							石川県金沢市小坂町ケ120-4
19	のぞみ保育園	37, 38		35, 36	33, 34							石川県金沢市若草町22-1
20	野町保育園	39, 40		37, 38	35, 36							石川県金沢市野町3-24-32
21	あけぼの保育園	41, 42		39, 40	37, 38							石川県金沢市戸水1-12
22	くら月保育園	43, 44		41, 42	39, 40							石川県金沢市南新保町口126-1
23	西念保育園	45, 46		43, 44	41, 42							石川県金沢市西念3-7-21
24	ニコニコ保育園	47, 48		45, 46	43, 44							石川県金沢市松村2-20
25	弓取保育園	49, 50		47, 48	45, 46							石川県金沢市三口町火236
26	わらべ保育園	51, 52		49, 50	47, 48							石川県金沢市畝田東4-1164
27	おしの保育園	53, 54		51, 52	49, 50							石川県金沢市押野2-525
28	くるみ保育園	55, 56		53, 54	51, 52							石川県金沢市入江3-215
29	しらゆり保育園	57, 58		55, 56	53, 54							石川県金沢市西金沢3-508
30	米丸保育所	59, 60		57, 58	55, 56							石川県金沢市東力町二157-3
31	双葉保育所	61, 62		59, 60	57, 58							石川県小松市細工町29
32	鶴が丘保育園	63, 64		61, 62	59, 60							石川県河北郡内灘町鶴ヶ丘5-1-191
33	いしかわこども園	65, 66		63, 64	61, 62							石川県白山市源兵島町288
34	蝶屋こども園	67, 68		65, 66	63, 64							石川県白山市井開町116-2
35	長土堀こども園	69, 70		67, 68	65, 66							石川県金沢市長町3-11-17
36	享誠塾					1, 2, 3						石川県金沢市平和町3-23-5
37	梅光児童園					4, 5, 6						石川県金沢市石引4丁目6-1
38	林鐘園					7, 8, 9						石川県金沢市東兼六町18-7
39	聖霊愛児園					10, 11						石川県金沢市長町1-5-30
40	聖霊乳児院					12, 13						石川県金沢市長町1-5-30
41	石川県立児童生活指導センター					14, 15						石川県河北郡内灘町大根布と543
42	金沢こども医療福祉センター					16, 17						石川県金沢市吉原町口6番2
43	はぎの郷					18, 19						石川県河北郡津幡町別所へ1番地
44	希望が丘児童施設					20, 21						石川県金沢市小池町九-40
45	Share金沢					22, 23						石川県金沢市若松町セ104番地1
46	愛育学園					24, 25						石川県金沢市北袋町イ101
47	アカシヤの里					26, 27						石川県金沢市粟崎町5-3-1
48	ふじのき寮					28, 29						石川県金沢市上中町ト7番地1
49	青い鳥					30, 31						石川県白山市杉森町へ1-1
50	星が岡牧場					32, 33						石川県能美市和気町ヤ4-5
51	石川県立錦城学園					34, 35						石川県加賀市高尾町又1-甲
52	小松こども医療福祉センター					36, 37						石川県小松市瀬領町丁1-2
53	伊奈美園					38, 39						石川県加賀市片山津温泉井6
54	うめの木学園					40, 41						石川県小松市金平町又84番地
55	つばさ					42, 43						石川県鳳珠郡中能登町長川け都71-1
56	しお子どもの家					44, 45						石川県羽咋郡宝達志水町菅原ヤ6-2
57	あすなろ学園					46, 47						石川県鳳珠郡穴水町志ヶ浦15字1-3
58	今浜苑					48, 49						石川県羽咋郡宝達志水町今浜新郷128-1
59	日本海倶楽部					50, 51						石川県鳳珠郡能登町宇立壁92
60	富山市立愛育園					52, 53						富山県富山市西番104-1
61	新生苑					54, 55						富山県高岡市麻生谷3835

No.	施設名	学生配置 (1~70は学生の学籍番号を示す)								巡回指導担当教員	所在地	
		早期現場体験(保)	早期現場体験(幼)	保育実習 I-A	保育実習 II	保育実習 I-B	幼児教育実習 I	幼児教育実習 II	ソーシャルワーク実習 I			ソーシャルワーク実習 II
62	深明園					56, 57						富山県小矢部市論田8
63	高岡愛育園					58, 59						富山県高岡市佐加野1701
64	魚津市立つくし学園					60, 61						富山県魚津市友道373-2
65	福井県済生会乳児院					62, 63, 64						福井県福井市和田中町徳方26
66	ハスの実の家					65, 66, 67						福井県あわら市二面87-26-2
67	吉江学園					68, 69, 70						福井県鯖江市西番町24-1-1
68	あさひこども園		1, 2				69, 70	67, 68				石川県白山市旭丘2-33
69	見真こども園		3, 4				1, 2	69, 70				石川県金沢市弥勒町力112
70	千坂こども園		5, 6				3, 4	1, 2				石川県金沢市足田町ハ302
71	舟見ヶ丘保幼園		7, 8				5, 6	3, 4				石川県小松市河田町甲52-1
72	カルメン幼稚園		9, 10				7, 8	5, 6				石川県金沢市三馬3-324
73	聖愛幼稚園		11, 12				9, 10	7, 8				石川県小松市本町3-13-1
74	白嶺幼稚園		13, 14				11, 12	9, 10				石川県小松市島町二
75	白楊幼稚園		15, 16				13, 14	11, 12				石川県小松市小馬出町131
76	うのけ幼稚園		17, 18				15, 16	13, 14				石川県かほく市宇野気二15
77	誠美幼稚園		19, 20				17, 18	15, 16				石川県河北郡内灘町観ヶ丘1-52
78	認定こども園聖母幼稚園		21, 22				19, 20	17, 18				石川県七尾市南藤橋町子字58
79	羽咋幼稚園		23, 24				21, 22	19, 20				石川県羽咋市川原町工161
80	和光幼稚園・あいごう園		25, 26				23, 24	21, 22				石川県輪島市河井町23-16-1
81	金城大学附属西南幼稚園		27, 28				25, 26	23, 24				石川県白山市笠間町1201
82	メロン幼稚園		29, 30				27, 28	25, 26				石川県金沢市福久町ル1-1
83	済美幼稚園		31, 32				29, 30	27, 28				石川県金沢市朝霧台2-67
84	かわい幼稚園		33, 34				31, 32	29, 30				石川県金沢市泉本町3-111
85	伏見幼稚園		35, 36				33, 34	31, 32				石川県金沢市円光寺3-11-30
86	伏見かわい幼稚園		37, 38				35, 36	33, 34				石川県金沢市米泉町5-26
87	妙源寺幼稚園		39, 40				37, 38	35, 36				石川県金沢市光が丘2-119
88	金石幼稚園		41, 42				39, 40	37, 38				石川県金沢市金石本町口53
89	第二かわい幼稚園		43, 44				41, 42	39, 40				石川県金沢市入江1-2
90	みどりかわい幼稚園		45, 46				43, 44	41, 42				石川県金沢市上安原2-130-1
91	小松大谷幼稚園		47, 48				45, 46	43, 44				石川県小松市丸ノ内町1-54-3
92	かが幼稚園		49, 50				47, 48	45, 46				石川県加賀市大聖寺岡町ホ34
93	白山市立松任幼稚園		51, 52				49, 50	47, 48				石川県白山市茶屋2-41
94	ちよの幼稚園		53, 54				51, 52	49, 50				石川県白山市千代野東4-16
95	鶴来第一幼稚園		55, 56				53, 54	51, 52				石川県白山市鶴来日吉町口130
96	とくの幼稚園		57, 58				55, 56	53, 54				石川県白山市番匠町242
97	青竜第二幼稚園		59, 60				57, 58	55, 56				石川県野々市市上林3-167
98	白銀幼稚園		61, 62				59, 60	57, 58				石川県金沢市芳齊2-2-24
99	青竜幼稚園		63, 64				61, 62	59, 60				石川県金沢市額新町1-27
100	津幡町立つた幼稚園		65, 66				63, 64	61, 62				石川県河北郡津幡町字庄二71
101	津幡とくの幼稚園		67, 68				65, 66	63, 64				石川県河北郡津幡町字湯端715-1
102	みかわこども園		69				67	65				石川県白山市美川和波町北68
103	むつみえんふれんどはうす		70				68	66				石川県金沢市石引2-4-23
104	あじさいの郷								1, 2, 3, 4, 5	66, 67, 68, 69, 70		石川県白山市明島町春130番地
105	松美苑								6, 7, 8, 9, 10	1, 2, 3, 4, 5		石川県白山市笠間町1738番地
106	セルブあさがお								11, 12, 13, 14, 15	6, 7, 8, 9, 10		石川県白山市笠間町156-1
107	松の実園								16, 17, 18, 19, 20	11, 12, 13, 14, 15		石川県白山市徳丸町625-1
108	フォルムののシティ								21, 22, 23, 24, 25	16, 17, 18, 19, 20		石川県野々市市福荷1丁目58
109	セルブはくさん								26, 27, 28, 29, 30	21, 22, 23, 24, 25		石川県野々市市末松2-229
110	サニーメイト福祉工場								31, 32, 33, 34, 35	26, 27, 28, 29, 30		石川県野々市市末松2-239
111	工房シティ								36, 37, 38, 39, 40	31, 32, 33, 34, 35		石川県金沢市粟崎町5-3-1
112	ひろびろ作業所								41, 42, 43, 44, 45	36, 37, 38, 39, 40		石川県金沢市大桑町タ1-18
113	ワークショップひなげし								46, 47, 48, 49, 50	41, 42, 43, 44, 45		石川県金沢市若草町12-7
114	若草福祉作業所								51, 52, 53, 54, 55	46, 47, 48, 49, 50		石川県金沢市十一屋町4-34
115	聖ヨゼフ苑作業所								56, 57, 58, 59, 60	51, 52, 53, 54, 55		石川県金沢市打木町東155番地
116	キッチンクラブおしみず								61, 62, 63, 64, 65	56, 57, 58, 59, 60		石川県羽咋郡宝達志水町妻生ネ24
117	ライフクリエートかほく								66, 67, 68, 69, 70	61, 62, 63, 64, 65		石川県かほく市七窪ハ7番1

保育実習 I - A 評価報告書

実習施設名		実習学生	
-------	--	------	--

実習期間				代替日	月	日	
出席日数	日	欠席日数	日	遅刻回数	回	早退回数	回

下記の項目について、該当する箇所に印をつけ、以下のとおり報告いたします。

- A・・・顕著に認められる。
 B・・・よく努力している。
 C・・・常にではないが、場面によっては認められる。
 D・・・努力はしているが、実践に結びつけることが不十分である。
 E・・・認めることができない。

項目	評価内容	A	B	C	D	E
実習への態度	挨拶ができ、礼儀正しい振舞いができる。					
	質問したり、自分の考えを述べたりなど、意欲的に学ぼうとしている。					
	誠実に関わろうとしている。					
	実習現場と保育という営みに対する敬意が感じられる。					
	最後まで責任をもって行動できる。					
子どもへの態度	子どもの気持ちや考えに気づき、応答的に関わっている。					
	子ども一人一人の違いに応じた関わりができる。					
	子どもの毎日の生活を適切に記録することができる。					
	関わりの中での子どもの姿から、指導する内容を考えようとしている。					
	集団的な関わりの方法を知り、実際に関わることができる。					
総合所見						

平成 年 月 日

実習施設名

施設長名

印

金城大学学長 殿

金城大学 社会福祉学部 子ども福祉学科

保育実習 I - B (社会福祉施設実習) 実習成績報告書

実習生氏名			
実習期間	平成 年 月 日 ~ 年 月 日 (を除く)		
欠席日数	日	処 置	代替日 (月 日、 月 日) ・未処置
遅刻回数	回		延長・代替 (月 日、 月 日) ・未処置
早退回数	回		延長・代替 (月 日、 月 日) ・未処置
以下の各項目について評価し、該当箇所に○印を付けてください。			
評価項目	評価 (Aを最高とする4段階評価)		
児童または利用者への対応	A ・ B ・ C ・ D		
指導者に対する態度・指導の遵守	A ・ B ・ C ・ D		
学習意欲 (積極性・自主性)	A ・ B ・ C ・ D		
学習事項の理解度・考察力	A ・ B ・ C ・ D		
施設・事業等への協力	A ・ B ・ C ・ D		
総合評価 (Dは不合格です。)	A ・ B ・ C ・ D		
総合所見			
記載責任者	印		

上記の通り報告します。

平成 年 月 日

実習施設・事業の名称

実習施設・事業の代表者

印

金城大学学長 殿

整理番号 (大学記入欄) ()

保育実習Ⅱ 評価報告書

実習施設名		実習学生	
-------	--	------	--

実習期間		代替日	月	日
出席日数：	日	欠席日数	日	遅刻回数
				回
		早退回数		回

下記の項目について、該当する箇所に印をつけ、以下のとおり報告いたします。

- A・・・顕著に認められる。
- B・・・よく努力している。
- C・・・常にではないが、場面によっては認められる。
- D・・・努力はしているが、実践に結びつけることが不十分である。
- E・・・認めることができない。

項目	評価内容	A	B	C	D	E
保育士としての態度	実習園の長所を最大限に生かして実習している。					
	保育に必要な教材を身の回りの物から創意工夫している。					
	子どもの動線を考えて保育空間を考えている。					
	保護者への対応など、子育て支援の観点から子どもを見ている。					
	保育士の一員として、責任をもって行動している。					
保育士としての力	毎日の記録から、次への指導につなげて計画しようとしている。					
	子どもの姿を一つの視点ではなく、複数の視点から見ている。					
	1週間の流れから指導案を立てることができる。					
	子どもに相応しい教材や遊びを工夫研究しようとしている。					
	事前に立てた指導案を、実際の保育の場で創造的に展開している。					
《総合所見》						

平成 年 月 日

実習施設名

施設長名

印

金城大学学長 殿

幼児教育実習 I 評価報告書

No.

実習園名		実習学生	
------	--	------	--

実習期間		代替日	月	日
出席日数：	日	欠席日数	日	遅刻回数
				回
		早退回数		回

下記の項目について、該当する箇所に印をつけ、以下のとおり報告いたします。

- A・・・顕著に認められる。
- B・・・よく努力している。
- C・・・常にではないが、場面によっては認められる。
- D・・・努力はしているが、実践に結びつけることが不十分である。
- E・・・認めることができない。

項目	評価内容	A	B	C	D	E
実習の態度	質問をする等、積極的に学ぼうとしている。					
	社会人としての基本ができている。					
	幼児教育への敬意や畏怖が感じられる。					
子どもと関わる力	子ども一人一人に応答的に関わるができる。					
	保育技術を取り入れ、状況に合わせて関わるができる。					
	集団での指導方法を知り、指導につなげることができる。					
	子どもの姿を適切に記録し、次の指導につなげることができる。					
	保育の流れに合わせ、予測しながら動くことができる。					
	環境の特徴を掴み、安全面を考慮した構成ができる。					
	実習園の子どもの活動から、指導計画が立案できる。					
《総合所見》						

平成 年 月 日

幼稚園名 _____

幼稚園長 _____ 印

金城大学学長 殿

幼児教育実習Ⅱ 評価報告書

No.

実習園名		実習学生	
------	--	------	--

実習期間							
出席日数：	日	欠席日数	日	遅刻回数	回	早退回数	回

下記の項目について、該当する箇所に印をつけ、以下のとおり報告いたします。

- A・・・顕著に認められる。
- B・・・よく努力している。
- C・・・常にではないが、場面によっては認められる。
- D・・・努力はしているが、実践に結びつけることが不十分である。
- E・・・認めることができない。

項目	評価内容	A	B	C	D	E
幼稚園教諭としての専門性	子どもの気持ちや発想を受け入れ、指導をする力がある。					
	保育者との連携を心がけ、子どもと関わろうとしている。					
	子どもの動線を考えた、環境の再構成をすることができる。					
	様々な視点から子どもをとらえ、対応しようとしている。					
	連続した流れの指導案立案ができる。					
	教材研究を心がけ、指導に生かすことができる。					
	実習園の特徴を掴んだ実習をしている。					
	計画と実践のズレに気づき、臨機応変に動くことができる。					
	異年齢との関わりを意識した保育を心がけることができる。					
《総合所見》						

平成 年 月 日

幼稚園名 _____

幼稚園長 _____ 印

金城大学学長 殿

ソーシャルワーク実習Ⅰ 評価表

年 月 日

学籍番号		実習生氏名						
実習施設・事業名		施設・事業代表者名 印		実習指導担当者名 印				
実習期間 月 日 ~ 月 日		実習日数 日		欠席日数 日				
評価項目				4	3	2	1	E
価値 ・ 態 度	1 人の尊厳及び人権擁護の意味が理解できる							
	2 利用者の意志を尊重した行動をとることができる							
	3 社会福祉専門職を目指す者として自己の資質・傾向について自覚することができる							
	4 実習姿勢（意欲・挨拶・提出物等）が良い							
知 識	5 実習施設・事業の歴史について理解できる							
	6 実習施設・事業が地域社会において果たしている役割と機能について理解できる							
	7 実習施設・事業の組織としての経営及び管理運営上の実際について理解できる							
	8 実習施設・事業における他職種の役割と専門職間の連携について理解できる							
	9 実習施設・事業の利用者の概要について理解できる							
	10 実習施設・事業に関連する法律・制度について理解できる							
技 術	11 援助の前提となる利用者やその関係者と基本的コミュニケーションを取ることができる							
	12 利用者との関わりから利用者の生活状況を把握することができる							
課 題	13							
	14							
	15							
所見（全体を通しての評価や今後へのアドバイスを具体的にご記入ください）								

※課題については、実習指導担当者が課した課題がある場合には記載した上で評価してください。

4：十分に達成できた 3：助言によって達成できた 2：助言してもあまり達成できなかった 1：達成できなかった E：経験していない

「1」の場合は理由をお示しください。

金城大学社会福祉学部

ソーシャルワーク実習Ⅱ 評価表

年 月 日

学籍番号		実習生氏名								
実習施設・事業名		施設・事業代表者名			実習指導担当者名					
		印			印					
実習期間			実習日数		欠席日数					
月 日 ~ 月 日			日		日					
評価項目					4	3	2	1	E	
価値・態度	1	人の尊厳及び人権擁護の意味が理解できる								
	2	利用者の意志を尊重した行動をとることができる								
	3	社会福祉専門職を目指す者として自己の資質・傾向について自覚することができる								
	4	実習姿勢（意欲・挨拶・提出物等）が良い								
技	5	利用者やその関係者との援助関係をつくることできる								
	6	利用者の生活ニーズを把握することができる								
	7	実習施設・事業における生活支援の方法について実施できる								
	8	社会福祉援助の過程における情報収集ができる								
	9	社会福祉援助の過程におけるアセスメントができる								
	10	社会福祉援助の過程におけるプランニングができる								
	11	利用者やその関係者への権利擁護について実施できる								
術	12	地域社会に働きかける方法について説明できる								
	13	組織の一員としての役割と責任を遂行することができる								
	14	支援となるチームアプローチの方法について説明できる								
課題	15									
	16									
	17									
所見（全体を通しての評価や今後へのアドバイスを具体的にご記入ください）										

※課題については、実習指導担当者が課した課題がある場合には記載した上で評価してください。

4：十分に達成できた 3：助言によって達成できた 2：助言してもあまり達成できなかった 1：達成できなかった E：経験していない

「1」の場合は理由をお示しください。

3年次編入学生の既修得単位読替表
 (例: 金城大学短期大学部幼児教育学科卒業生の場合)

既修得単位		社会福祉学部子ども福祉学科読替			
科目名称	単位数	読替科目名称	単位数	分類	備考
英語Ⅰ	1	英語Ⅰ	1	基礎	66
英語Ⅱ	1	英語Ⅱ	1	基礎	66
体育講義	1	スポーツ理論	2	基礎	66
生物学	2	スポーツ	1	基礎	66
体育実技	1	情報処理演習Ⅰ	1	基礎	66
情報処理	2	情報処理演習Ⅱ	1	基礎	66
日本国憲法	2	法学Ⅰ(憲法)	2	主題	66
音楽理論	2	器楽Ⅳ	1	主題	教科
器楽Ⅲ	1	幼児体育Ⅰ	1	主題	教科
幼児体育Ⅰ	1	美術	1	主題	教科
美術	1	図画工作Ⅰ	1	主題	教科
幼児美術	1	社会福祉概論Ⅰ	2	専基	必修
社会福祉	2	児童・家庭福祉論	2	専基	必修
児童家庭福祉	2	家庭支援論	2	専展	
家族支援論	2	保育原理Ⅰ	2	専展	必修
保育原理Ⅰ	2	社会的養護内容	1	専展	
社会的養護内容	1	社会的養護原理	2	専展	必修
社会的養護原理	2	社会的養護	2	専展	
保育者・教職入門	2	幼児教育者論	2	専展	教職
教育概論	2	幼児教育原理	2	専展	教職
保育内容総論	1	保育内容総論	2	専展	教職
保育内容・環境Ⅱ	1	発達心理学Ⅰ	2	専展	教職
保育の心理学Ⅰ	2	発達心理学Ⅱ	2	専展	教職
保育の心理学Ⅱ	1	幼児教育心理学	2	専展	教職
教育心理学	2	幼児理解と教育相談	2	専展	教職
幼児理解	1	保育課程論	2	専展	教職
教育相談	1	保育内容(環境の指導)	1	専展	教職
保育課程論	2	保育内容(健康の指導Ⅰ)	1	専展	教職
保育内容・環境Ⅰ	1	保育内容(音楽表現の指導Ⅰ)	1	専展	教職
保育内容・健康Ⅰ	1	保育内容(音楽表現の指導Ⅱ)	1	専展	教職
保育内容・表現Ⅰ	1	保育内容(人間関係の指導Ⅰ)	1	専展	教職
保育内容・表現Ⅱ	1	保育内容(言葉の指導Ⅰ)	1	専展	教職
保育内容・人間関係Ⅰ	1	保育内容(言葉の指導Ⅱ)	1	専展	教職
保育内容・言葉Ⅰ	1	保育方法論	2	専展	教職
保育内容・言葉Ⅱ	1				
保育指導法	1				
教育情報機器演習Ⅰ	1				
個別認定の合計	51	個別認定の合計	7	基礎	49
			6	主題	
			4	専基	
			32	専展	
個別認定対象外の合計	49	包括認定(最大44単位)	21		
既修得単位数	104	合計	70		

教科に関する科目

教職に関する科目

個別認定対象外の科目

(下記科目を基礎・主題科目群として21単位包括認定 上限70単位にするため)

既修得単位	
科目名称	単位数
歴史学	2
基礎教養	2
器楽Ⅰ	1
器楽Ⅱ	1
子どもの保健Ⅰ	4
子どもの保健Ⅱ	1
器楽Ⅳ	1
総合表現演習Ⅰ	1
総合表現演習Ⅱ	1
国語表現法	2
児童文化	2
幼児音楽	1
幼児体育Ⅱ	1
乳児保育Ⅰ	1
乳児保育Ⅱ	1
相談援助	1
保育相談援助	1
子どもの食と栄養Ⅰ	1
子どもの食と栄養Ⅱ	1
障害児保育Ⅰ	1
障害児保育Ⅱ	1
製作Ⅰ	1
製作Ⅱ	1
乳児保育演習Ⅰ	1
乳児保育演習Ⅲ	1
乳児保育演習Ⅳ	1
乳児保育研究Ⅰ	1
乳児保育研究Ⅱ	1
教育実習	4
教育実習指導	1
教職実践演習(幼稚園)	2
保育実践演習	2
保育実習Ⅰ	4
保育実習指導A	1
保育実習指導B	1
保育実習Ⅱ	2
保育実習指導C	1
	53

教科に関する科目	上限4単位
教職に関する科目	上限27単位

規定により、2種免許の法令基準上限まで読み替え
教科に関する科目4単位、教職に関する科目27単位
まで読み替え

社会福祉学部子ども福祉学科 3年次編入学生の履修モデル

区分	3年						4年									
	前期		必修	選択	後期		必修	選択	前期		必修	選択	後期		必修	選択
基礎科目																
主題科目	白山市の自然と文化			2	日本語表現 図画工作Ⅱ 子どもと生活			2 1 2								
専門基本科目	介護福祉論Ⅰ 心理学Ⅰ			2 2	社会福祉概論Ⅱ 高齢者福祉論 障害者福祉論 心理学Ⅱ			2 2 2 2	社会学 地域福祉論Ⅰ			2 2				
専門展開科目	ソーシャルワーク論Ⅰ 保育者論 障害児保育 保育内容(美術表現の指導Ⅰ) 幼児教育実習指導(3期) 基礎ゼミⅠ			2 2 2 1 - 1	ソーシャルワーク論Ⅱ 保育内容(健康の指導Ⅱ) 保育内容(人間関係の指導Ⅱ) 保育内容(美術表現の指導Ⅱ) 教育関係法規 幼児教育実習指導(3期) 幼児教育実習Ⅰ 基礎ゼミⅡ			2 1 1 1 2 - 2 1	ソーシャルワーク論Ⅲ 公衆衛生学 幼児教育実習指導(3期) 幼児教育実習Ⅱ 卒業研究ゼミⅠ 卒業論文(通年)			2 2 1 2 1 -	カウンセリングⅠ カウンセリングⅡ 子どもの保健Ⅰ 保育・教職実践演習(幼稚園) 卒業研究ゼミⅡ 卒業論文(通年)			2 2 2 2 1 4
			4	10			10	13			1	11			5	8
3年前期単位数			14	3年後期単位数			23	4年前期単位数			12	4年後期単位数			13	

単位数計	62
既修得単位の読替計	70
単位数合計	132